

また不可抗力によつて突發的に大損害が起つた時も、それを其の期の損失にしないでその一部分だけを其の期に負擔させて他は、これをその臨時損失の内容を示し得るやうな名稱で示して繰越して行くものである。これも資本に對する評價勘定であるが、こういったものは大震災とか戦争とかの際の大損失を處理する場合に起すのである。學者によつては、また未拂込株金も資本金に對する評價勘定だとみて居る。

五 對照勘定

これも評價勘定と同様に代表的な補足勘定である。それならば對照勘定とは一體どんなものか？ これに對する答は對照勘定とは貸借對照表の兩側に對照的に對立させる項目で、常時に於ては兩者は相殺さるべき性質のものであると云ひたい。例へば貸借對照表の貸方に於ける保證債務勘定といふものに對立して、借方に保證債務見返勘定といふのを設けるやうなもので、兩者はこう對立して始めて意味が出て來るのである。それならば何故こういつた對照勘定を設ける必要があるのか？ これは要するに事業の財政實態特に支拂能力を的確に表現するために設けるのである。大體事業の財政實態特に支拂能力に大きな關係を持ち乍ら、それが取引として表面化しない場合が起るのである。例へば家庭ミシンの賣込をやる會社が、賣込を容易ならしめるため、何年間も絕對に故障が起きないことを保證する。だがその時はきまつて何年間以内破損

が生じたならば無料修繕をしてやるといふ約束をする。こういった無料修繕の保證から起る修繕は、たゞでやつてやらねばならぬ。然し、こゝにいふ責任は帳簿上は示されない。それから事業が同系會社や其他の關係會社の手形に保證をするやうな場合がある。こゝにいふ場合は若し手形が不渡となると保證者は支拂の義務が出て來るのだが、これも帳簿上には何等示さない。だが前記のやうな例に於ては日常は何にも問題が起らないが無料修繕をやらねばならぬ時とか保證責任から手形の支拂をせねばならぬ時とかは支拂能力に大きな影響を與へる。それ故こゝいつた保證がある場合、これを貸借對照表に明示するやうにすることが貸借對照表閱覽者には有難い。そこで對照勘定を設ける必要が起るのである。尙對照勘定に就て注意して欲しいことは、この勘定の特色として一方的に存在することはなく借方、貸方の二つの勘定が一對となつて對照されて始めて意味があり對照勘定は丁度影の形に沿ふやうなものであつて形あつて、初めて影が起るやうなものであるといふことである。それから對照勘定は何等事故が起らねば當然全額相殺されてしまうのであつて、この點は積立金又は引當金とその實體を示すための特定放資との關係とは根本的に異なる點である。

六 偶發債務

偶發債務といふのは常時に於ては事業の債務ではないが、何か事故が起ると債務になるのを指すのである。

例へば所有手形を銀行で割引く。これは資金獲得のため手形上の債権を裏書といふ形式で銀行に譲渡するのであつて、割引自体は別に事業の債務となるものではない。だが若しもこの手形が不渡になつたとすれば、即ち手形支拂人が支拂を拒絶したとすれば、手形法上の獨得の義務として譲渡人（割引のため裏書せるもの）は償還を請求される義務を負ふものである。それ故、手形を割引いた時、そしてその手形が無事で満期日に支拂はれた時は、事業にとつては何等の影響もないが、若しも不渡といふ事故が発生すると償還の義務を持ち支拂をせねばならないのである。斯ういふやうに常時に於ては何でもないものが偶發的の事故によつて債務化するものを偶發債務といふのである。

だが、この偶發債務の中には次の二つの種類がある。

- 1 偶發債務に必ず求償権のあるもの即ち偶發債務は偶發債権によつてカヴァーされるもの
- 2 偶發債務のみで偶發債権を伴はぬもの

第一の偶發債権によつてカヴァーされる主なるものは(1)手形割引(2)保證債務等であり、第二の何等求償権のないものは(1)商品保證(2)訴訟事件等である。

然らばこの偶發債務が生じた時は會計上どうすればよいのか？ これに對しては次の三つの處理法が考へられるのである。

- 1 偶發債務は現在に於ては債務でないから、それが債務化する迄全然これを無視する。
- 2 偶發債務の多寡は事業の支拂能力に大きな影響を與へるものであるから全然無視する譯にはゆかない。そこでその現在額を貸借對照表の欄外または摘要欄に示すのである。
- 3 偶發債務に對し對照勘定といふものを設けて常に判然たらしめるのである。

第一法に就ては、それが會計處置として適當でないといふことは學者の意見の一致する處である。支拂能力に影響するものを無視することがいけないことは誰にでも判る筈である。次の第二法は偶發債務も債務化する危険があり、従つて支拂能力に影響を與へるのであるから、全然無視することは出来ぬが、これを一々對照勘定を設けて整理することは厄介であり、またそのため貸借對照表の金額を無暗に膨脹させる惧があるから對照勘定を設けない。だが偶發債務額だけを貸借對照表のどこかへ示して置くのである。イギリスやアメリカでは、斯ういふ遣方をとるものが仲々多い。特にイギリスの貸借對照表をみると偶發債務の貸借對照表欄外表示が眼に着く。この方法は理論から觀ても決して悪い遣方ではない。

第三法は厄介ではあるが偶發債務に對し既に述べたやうな對照勘定を設けるのである。我銀行では相當古くから對照勘定によつて偶發債務を整理することを強制して居るのである。これは銀行に於て最も肝要なことは預金に對する支拂能力を維持することであり、監督官廳も正確な支拂能力を知るといふ點から特に對照勘定を設けて整理すべきことを命じたのである。

偕て商工省の財務諸表準則では、この偶發債務の取扱に就て次のやうに教へて居る。即ち偶發債務は貸借

對照表に計上することを原則とし借方に偶發債務見返、貸方に偶發債務といふ對照勘定を設くべきことにして居るが、偶發債務の金額を貸借對照表の一般金額欄に示すと誤解を招く惧がある故に偶發債務は摘要欄のみへ記載し、その配列順位も資産負債の次位、資本勘定の前に列挙するやうにといつて居る。次に偶發債務の主なるものを列挙して簡単に説明してみやう。

1 割引手形

手形を割引いた時は、これを會計上正確に處理しやうとすれば次のやうに仕譯すべきである。

	銀行預金	×××			
借方	割引料	×	貸方	受取手形	×××
	割引手形見返	×××		割引手形	×××
	銀行預金	×××	貸方	割引手形	×××
	割引料	×			

だが一般的には偶發債務に對する對照勘定は無視してしまつて便宜上次のやうに仕譯して居る。

だが前記の方法による時は受取手形は依然として其の儘になつて居る譯であるから、割引いたものだけは當然差引くべきであることを示すために、受取手形科目に特に「内割引高何程」と註記することが望ましいのである。

2 保證債務

これは手形を割引くのでなくて第三者の振出した手形其他の債務に支拂保證をなすのをいふのである。この保證債務が生じた時は次のやうに處理すべきものである。

借方	保證債務見返	×××	貸方	保證債務	×××
----	--------	-----	----	------	-----

尙手形を割引した以外に手形を他人に裏書讓渡した時は「裏書義務見返」「裏書義務」を對照させれば、これに超したことはない。

3 商品保證

商品の性質によつては、その品質にまたはサーヴィスに就て保證することがある。これを商品保證といふのである。この保證の場合も「保證義務見返」「保證義務」といふ對照勘定を設けることがよいが、こゝに注意を要することは商品保證は偶發債權によつてカバーされぬといふことである。それはどういふことであるかと云へば割引手形でも保證債務でも事故が起つて支拂をすれば手形に就ては前者に向つて、また手形以外の債務ならば債務者に向つて求償權を持つが商品保證は保證によつて無料修繕其他をなしても、その修

繕料の請求する處がなく結局自己負擔の損失となるのである。

4 配當保證

親會社が子會社の株式に對して一定の配當保證をなすことが稀にある。また政府が國策會社に對して配當保證をなすこともある。この配當保證も一つの偶發債務であるが、これは偶發債權でカバーされることもあれば、されぬこともあり得る。

5 社債支拂保證

資本系統を同じくする會社の發行する社債に對し元利支拂保證をすることがある。これも一つの偶發債務である。我國でも社債の支拂保證は相當行はれるやうになつて來た。

6 訴訟事件

損害賠償等に關する訴訟を起された時、そして將來賠償の責任を生ずる惧がある時は、これも偶發債務である。これも求償權を伴はぬものであるが、これは貸借對照表の欄外表示程度でよい。だが、これを示さぬことが多い。

7 先物賣買契約

事業の性質によつては先物賣買取引が行はれるが、この先物賣買も偶發債務として取扱ひ得る。そこで先物賣買に於て買付契約をした時は其の契約に對し、次の對照勘定を設けることが先物契約の存在を明かにしてよい。

借方 先物買受契約 ××× 貸方 先物買受契約未拂 ×××

また先物の賣渡契約をした時はその契約に就き次の仕譯をなすことがよい。

借方 先物賣渡契約未收 ××× 貸方 先物賣渡契約 ×××

商工省の財務諸表準則でも、そう處理すべきことを教へて居るが、此等はすべて偶發債務と同じ取扱をなすべきものである。

8 配當追徴義務

累積優先株に於ては屢々配當追徴の義務が生ずる。即ち累積優先株は其の特色として若し規定率の優先配當が出来ぬ時は、その追徴權が將來の利益に繰り延べられる。そこで利益が少ない時或缺損の時は配當追徴の義務が生ずる。だがこれも一種の偶發債務だとも云ひ得る。そしてそれは求償權がないものである。

第十五章 利益の配當

一 利益配當の種類

事業は利益を擧げることが目的であり會社事業では、出資者はその利益の分配を目標として出資して居るのである。それ故利益の分配といふことは事業にとつては大きな問題である。この利益の分配は株式會社では利益配當と呼んで居る。そこで株式會社に於ける利益配當とは會社利益を株主總會の決議に於て株式の拂込額に應じ株主に分配することを決議したもので、それは利益處分に他ならない。これは株主に分配されるものである點から、社内に留保せられる積立金とは對蹠的位置にあるもので、前者を普通社外分配と云ひ後者を社内留保といふのである。會社の内容を批判する時この社外分配と社内留保との割合に就ては一段と注意を要する。

偕て株式會社に於ける利益配當には種々の形がある。それを、こゝに簡單に説明して置かう。

1 利益配當の行はれる時期から觀て

- イ、中間配當** これは會社の利益が決算によつて確定しない前に、利益の豫測がついた時營業年度の途中で利益配當をなすのである。英米では盛んに行はれるものでアメリカなどでは中間配當をなすため年四回位の配當をなす會社をたくさん見掛ける。我國では會社は決算して利益が確定しなければ利益配當をしてはならぬ建前になつて居るから中間配當は許されないのである。たゞこゝに面白い一つの例外がある。それは我國最大の株式會社である滿鐵である。滿鐵だけは中間配當をなすことを許された唯一の例外で一年一回を限り、その中間配當率は拂込金額に對する見込率の半を乗じた範圍、そして前年度の繰越利益金の範圍内に於て許されるのである。従來は中間配當の最高率は三分であつたが、その制限は昭和四年に撤廢され現在は四分の中間配當をやつて居る。
- ロ、最終配當** これは決算を俟ち利益が確定してから行はれる配當で、我々が通常に利益配當といふのはこの最終配當である。

2 利益配當の順位から觀て

1、優先株配當

これは優先株に對する配當であつて利益配當に就き眞先に受け得る権利である。

これは要するに利益配當に關する優先株は利益配當に就ては普通株其他の株式に優先して配當を受ける権利を持つからである。従つて利益があれば法定積立金はじめ強制積立金を設けた後の利益は何を置いても優先株に定款規定の配當率まで優先配當せねばならない。

ロ、普通株配當 これは優先株に配當した後尙餘利益がある時は、これを普通株に配當するものを指すのである。

ハ、後配株配當 後配株といふのは普通株に配當した後の餘利益の分配にあづかり得る株式で、改正商法では、この株式の發行を許した。勿論從來に於ても地方鐵道に限つては後配株の發行を許しては居つた。

3 經營者の意思によつて

イ、普通配當 これは毎期定期的に且つ繼續的にその事業として配當し得る處の利益配當を指すのである。またこれは定期配當ともいつて差支へない。

ロ、特別配當 これは普通配當以外の臨時的に行はれる配當である。これは通常略して特配と呼んで居る。又臨時配當といつても差支へない。これは會社創立何十周年記念とか、又は臨時に収益が増した時などに行はれる。前者は記念配當と云はれる。この特別配當は臨時的のものであるから普

通配當と異つて經營者の考へ方によつて何時中止されるか判らぬ。最も會社の中には普通配當何分、特別配當何分といつて、而もそれを長い間繼續して居るものもある。例へば日本勸業銀行の如きさうである。この特別配當は通常豫期されぬ配當であるから株主にとつては思ひも掛けぬ優待である。そこでアメリカでは特配と呼んでメロンと云ひ、この特配を出すことをカッピング・ア・メロン（メロンの御馳走）と稱して居るやうである。

二 配當の支拂形態

利益配當は現金でなされるものと考へることが常識である。どの株主も配當が現金以外で支拂はれるとは普通考へては居らぬ。また我國では殆んど例外なく現金で利益配當をして居る。勿論配當をする時に配當資金がなければ借金によつても現金で支拂ふ。だが利益配當は必ずしも現金で支拂はねばならぬといふことはない。そこで次に示すやうな種々の配當支拂の形が出て來るのである。

イ、現金配當 これは改めて説明する必要はなく、すべて現金で配當が支拂はれる形である。

ロ、スクリップ配當 この支拂の形はスクリップと稱する一種の證券を發行して利益配當をなすのである。そしてこれは一種の現金支拂の延期であつてスクリップには利附もあれば無利息のものもあり時に

は増資新株に轉換出来る権利さへ與へられることもある。アメリカではこのスクリップ配當も行はれるが、我國ではその例がない。

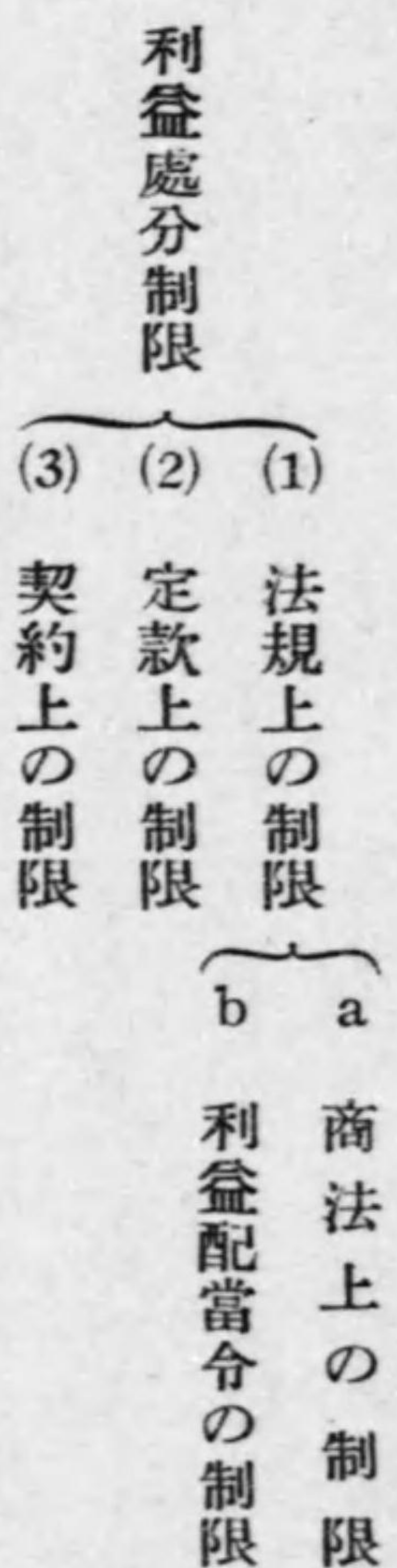
ハ、社債配當　これはスクリップ配當と同一の趣旨で行はれるのであるが、その支拂延期が長期であり社債の形をとるものである。この社債配當はアメリカでも稀だと云はれて居る。

ニ、財産配當　これは手持財産の中で有價證券とか土地とかいふやうに分割して分配の出来得るものを現金の代りに配當するものである。これは配當資金は不足だが事業として有り餘つて居る資産がある時に用ひるので一石二鳥式に營業用いらぬ資産を處分し且つ現金をセーブするために使ふのである。この實例はアメリカには仲々多い。嘗て我國で星製薬が一割の配當に一割五分に當る商品券を配當したことがあるが、聊か變形ではあるとしても一つの財産配當であり珍しい例である。

ホ、株式配當　これは會社が増資して、その増資新株を配當する形をとるものである。即ち積立金が非常に近い場合に、これを資本金に肩代りするために増資し、その増資拂込はこの積立金を取崩して配當する形にして、其の儘即時に拂込に充當し株主には増資新株を與へるものである。アメリカでは株式配當は現金配當と異つて所得税が課せられぬので頗る盛んに利用される。我國では第一次世界戦争當時の好景氣時代には、これに似た配當が行はれた實例が相當あつたが最近に於ても全然實例がない譯ではない。數年前に於ける日本電線の配當は株式配當に近いものであつた。

三 利益處分に關する制限

會社の利益に就ては經營者は自由處分することが出来ない。この利益處分に就ては我國では法規上の制限や其他定款上の制限がある。こゝに利益處分の制限を示せば次のやうになる。



1 法規上の制限

これは國家の名に於て利益處分に對し加へられた制限であつて法規上明確にその自由處分を牽制したものである。

イ、商法上の制限　我商法では會社の利益處分に就き二つの制限を與へて居る。一は即ち利益を配當するには必ず缺損を填補した後でなければならぬ。例へば貸借對照表に繰越缺損があつた時は、先づ

其の期に於てこの繰越缺損を埋め合はしてからでない配當は出来ない。これは營業繼續中の事業としては當然であるが法規に明文化して置かぬと缺損は缺損として置いて當期利益だけを處分するやうな不心得の經營者が出て來ぬとも限らぬからである。要するに利益配當は眞實の利益があつて初めて配當出來得るもので決して資本からなしてはならぬものである。若し缺損を填補しないで配當すると、それは不法配當で會社の債權者は一旦配當された利益金を會社に返還させることが出来るものである。それから第二の制限は利益金の中から商法で定めた以上の法定積立金を設けた後でなければ配當することは出来ない。この法定積立金は次章で説明するやうに一般事業は各期の利益の二十分の一以上を資本の四分の一に達するまで積立せねばならぬものであり銀行、信託會社の如きは資本の總額に達する迄毎期利益の十分の一以上を積立てねばならぬものである。若し法定積立金を設けずに利益處分したらどうなるか？ その時は、これまた會社債權者は一旦配當した利益金を其の儘會社に返還させることが出来るのである。

これを要するに前記二つの商法上の制限は國家が會社自體並に第三者保護の立場から強制するものであつて、従つて會社は定款でこの二つに關する免除規定例へば缺損を填補せずして利益を處分し得るとか、法定積立金を設けずとも差支へなしといふやうな規定を設けてみた處でそれは無効である。

ロ、利益配當令の制限

これは支那事變以來、戰時體制に對應するために設けた利益處分上の制限で

ある。御承知のやうに我國は支那事變勃發以來、戰時體制に入つたが國家は國家總動員態勢を備へるため幾多の經濟立法を公布した。これも其の一つであつて會社の配當制限に關して會社利益配當及資金融通令なるものが昭和十四年四月十日から實施された。これは國家總動員法第十一條の規定に基いて發令されたもので、この法令の要旨は會社に對し或る率以上の配當をなすことを制限したもので會社は利益配當をなすに當つて基準配當までしか配當することは出来ない。その要點は次のやうである。

1、配當制限を受ける會社 利益配當の制限を受ける會社は資本金（出資總額、株式總額、出資總額及株金總額の合計又は基金總額）二十萬圓以上の會社である。そこで資本金二十萬圓以上の會社組織をとる事業は大藏大臣の認可を受けねば基準率以上の配當は出来ない。そして現在の大勢からみれば配當制限も漸次強化される運命にあり昨今に於ては、その聲が特に強い。

2、基準配當率 基準配當率といふのは昭和十三年十一月三十日現在の利益配當率を指すのである。そして同日前一年以内に利益配當を決定した會社では、その決定した最終のものが基準配當率となるのである。例へば十三年六月三十日に決算して一割の配當をした會社は、この一割が基準配當率となるのである。だが會社が普通配當の他に臨時的に記念配當とか特別配當をしたならば、それが配當制限を見越しての策であらうと収益力増加のためであらうと、その名稱の如何を問はず、それは基準配當率から除外するのである。だが特別配當といふ名前で配當してもそれが既に恒例的に行

はれ且つ定期的に繼續されて居て實質的には普通配當と看做し得るものは基準配當率の中に繰入れることを認められるのである。但しこれを基準配當率に繰入れるかどうかは會社が定めるのでなく、それを政府に申請して、その許可を受けるのである。政府は、斯やうな申請があつた場合は利益配當審査委員會に附議して許可を決定するのである。これに依れば昭和十三年十一月三十日に一割二分とか一割五分とかいふ所謂高率配當をして居つたものは一つの既得權として其の儘基準配當率として認められるのである。だが最近の趨勢は斯ういふ高率配當を制限しやうとする形勢にあり、その現はれは臨時資金調整法による申請によつて増資又は拂込の認可をなす場合、減配を條件として許可する傾向にある。例へば三菱社が増資認可に當つて一割配當を八分に減配すること（但し當分は九分配當）を條件とした如きはさうである。こゝにいふ例は他にも幾つもあり増配の如きは許可しない方針である。

3、基準配當率のない場合 前記のやうに基準配當率のない會社はどうするか？ 例へば從來無配當であつた會社とか又は未だ一度も決算をなす機會のなかつた新設會社とか、或は今後新しく設立する會社に於ては基準配當率は六分とするのである。従つて業績の昂上から無配會社が配當を復活する時や新設會社が初配當をなす時はどんなに利益が擧げられ高率配當力があつても年六分以上の配當は出来ない。然し六分以下の配當ならば別に改めて政府の認可を受けなくとも自由に出来るものである。

のである。

それから二つ以上の會社が合併した場合（最近こゝいふ實例は非常に多いが）そして昭和十三年十一月三十日以前一年以内に合併後の利益配當を決定したくない會社では、その基準率配當はこれまた六分となるのである。然し昭和十二年十二月一日以後に合併して十三年十一月三十日まで利益配當を決定してない會社にあつては會社の申請によつて主務大臣が合併前の各自合併會社に参加した會社の利益配當の實狀を調べ、これを基礎として基準配當率を決定するのである。併せて前記の如きが基準配當率決定の骨子であるが會社は六分以下の配當をなす場合は主務大臣の認可を一々受ける必要なく、また配當率が一割に達する迄はこの基準配當率は毎營業年度毎に一分、また一年を營業年度とする會社は二分づゝ増配することが出来るのである。

2 定款上の制限

會社では利益處分に關し大體定款で規定するやうである。こゝに或る會社の利益處分に關する定款規定を示せば次のやうである。

「當會社ハ毎期總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シ其ノ殘額ヲ次ノ如ク處分ス

一、法定積立金 百分ノ五以上

- 二、配當平均積立金 百分ノ五以下
- 三、役員賞與金及交際費 百分ノ五以下
- 四、職員退職基金 百分ノ五以下
- 五、株主配當金

但シ計算ノ都合ニ依リ別途積立金及後期繰越金ヲ爲スコトヲ得

斯ういふ定款規定があると、これを尊重しなければならない。そこで法定積立金を設けた後の未處分利益の中、配當平均積立金、役員賞與及交際費それから職員退職基金を定款に定める範囲内で設定して後始めて配當するのである。勿論、定款規定による積立金の他に別途積立金を設けることは一般の會社によくみられる處である。

3 契約上の制限

配當は、また契約によつて制限を受けることがある。その主なる例は次のやうである。

1、報償契約上の制限

瓦斯事業の中には都市との報償契約によつて或る率以上の配當は出来ないことになつて居る。例へば東京瓦斯に就て云へば年九分以上の配當は東京市との報償契約によつて出来ないことになつて居る。

ロ、社債契約上の制限

社債契約に於て利益金から一定額の償還基金を設置することを約した時は、その契約に従つて利益配當前にそれだけの利益の留保をなさねばならぬ制限を受ける。

尙國策的見地から設立される國策會社や一國の經濟、産業、國防等に密接な關係を持つ事業の中には配當に就き監督官廳の認可を要するものがあり、また監督官廳から配當を抑制されることがある。尙最近に於ては低物價の立場から利潤統制といふ問題が喧しくなり、既に陸軍當局に於ては主要軍需品工場に對し軍需品の調辨價格適正化のために適用せられる軍需品工場適正利潤率算定要領が公表された。此等は直接に事業會社の利潤統制を目標とするものではないが、間接的には會社利益並に其の處分に就き大きな影響を與へるものである。

四 配當の會計處置

利益金は配當及重役賞與として社外に分配され、また積立金として社内に留保されるといふやうに必ず處分される。そしてこの處分案は取締役會に於て作成し株主總會に提出される。そこで株主總會の決議を経ると、この處分が確定する。その場合は次のやうに會計處置をとる。

例、株主總會に於て次の利益處分案を決議す。

1	法定積立金	五千圓也
2	配當平均積立金	四千圓也
3	重役賞與及交際費	三千五百圓也
4	職員退職基金	四千圓也
5	別途積立金	一萬圓也
6	株主配當金	二萬圓也

借方	前期損益	四六、五〇〇	貸方	
			法定積立金	五、〇〇〇
			配當平均積立金	四、〇〇〇
			重役賞與及交際費	三、五〇〇
			職員退職基金	四、〇〇〇
			別途積立金	一〇、〇〇〇
			配當金	二〇、〇〇〇

斯やうに株主配當金が株主總會で決議されると會社は株主に對して支拂の義務を負ふものであつて、後になつて計算が誤つて居つたとか其他の如何なる理由でも、其の義務を免れることは出来ない。それから株主に支拂ふ配當に就ては所得税が源泉課税されるし、また一割以上の配當に對しては配當利子特別税が課せら

れるが、この所得税は會社が配當金を支拂ふのに先立つて豫め控除して置き會社が代納するのである。

次にこの配當金は會社が自分で直接に支拂はないで支拂の都合上、銀行又は信託會社を支拂場所とし一定期間内はこれ等をして配當を支拂はせる。勿論一定期間後は株主をして會社に直接請求させるのである。斯やうにして利益配當金の支拂を開始しても、配當金を請求しない株主が出て来る。この未請求の配當金は未拂配當金であり、これに對しては未拂配當金勘定を起して整理して置くべきである。處が多くの會社は三年とか五年とか配當金の請求がない時は時効にかゝることを定款に規定する故若し斯ういふ定款規定があり、そして未請求の年度が定款の規限を超へれば時効にかゝつたものとして没收することが出来るし、これを雑益として處理しても差支へない。その際の仕譯は次のやうになる。

借方	未拂配當金	××	貸方	雑益(又ハ雑收入)	××
----	-------	----	----	-----------	----

だが大會社では、前記のやうな定款規定があり、そして時効にかゝつた配當金でも、請求があれば會社の信用と襟度とに於て支拂ふことが多い。

尙スクリップ配當、社債配當は我國では採られぬ配當支拂の形である故、その會計處置に就ては説明する必要はないが、たゞ株式配當の會計處置に就ては一言して置くことが必要である。

偕て株式配當は繰り返す迄もなく積立金を取崩して株主に特別配當をなし、この支拂ふべき配當金を増資新株の拂込金に振り充て増資新株を興へるのである。そういふ場合はどう仕譯するのか？

例 某會社は倍額増資をなし株主に對し舊一株に就き新一株を割當て第一回四分の一拂込は別途積立金を取崩してなす。資本金二百萬圓、一株の額面五十圓、合計四萬株。

1 倍額増資に對しては次の如くなる。

借方	未拂込株金	二、〇〇〇、〇〇〇	貸方	株金	二、〇〇〇、〇〇〇
----	-------	-----------	----	----	-----------

2 別途積立金を取崩し第一回拂込に充てたのに對しては次の如くなる。

借方	別途積立金	五〇〇、〇〇〇	貸方	配當金	五〇〇、〇〇〇
	配當金	五〇〇、〇〇〇		未拂込株金	五〇〇、〇〇〇

五 配當を請求し得る株主

配當を請求し得る株主は誰れであるか？ これは定款に何等の規定がなければ法律的には株主總會當日の株主である。なんとすれば會社で決算した結果、その期の利益金が確定しても株主が會社に對して配當を請求し得る権利は株主總會の決議を経て始めて成立するからである。だが實際的には定款に配當を受け得る株主は決算日の株主であるとか、その翌日の株主であるとか株主總會の日の株主であるとか規定する會社が非常に多い。

倍てこの配當はすべて率で以て示されるものであり實際に拂込んだ金額に應じて定めるもので例へば一割とか八分とかいふやうである。そして配當率は一年を計算單位とするのであるから年二回配當する會社では、その半分の配當として支拂はれるのである。例へば一株五十圓全額拂込済の株式が年一割の配當であるとするれば其の期に支拂はれる配當は五圓の半額二圓五十錢である。この配當支拂に就ては會社は株主に利益配當金領收證を送る。この配當用紙には、一株に對する配當金（これは配當利子分類所得税を控除して示す）配當率、一株に對する税額、支拂場所等々が記載してある。そして配當の支拂は株主總會の終了後直ちに行はれるのであるから株主は配當用紙に必要な記入をなし支拂場所に持參して現金で受取るか、または預金記入をして貰ふか或は取引銀行を通して取立て、貰ふものである。

この配當金にはどうしても或る點まで未請求のものを生ずるが、この未拂配當金は必ず明確に貸借對照表に負債として示し、何時でも請求に應じ得るやう準備して置くことが必要である。貸借對照表をみると未拂配當金といふ項目を持たぬ會社は殆んどない。この配當請求權は特に定款に規定がなければ、その時効期間は十年である。だが會社としては十年間も時効期間があつては未拂配當の用意をなしたり、そのための會計整理が非常に厄介になつたりするので多くの會社は定款で時効期間を短縮して居る。そしてその時効期間は三年から五年が最も多いやうである。

第十六章 積立金

一 積立金とは何ぞ

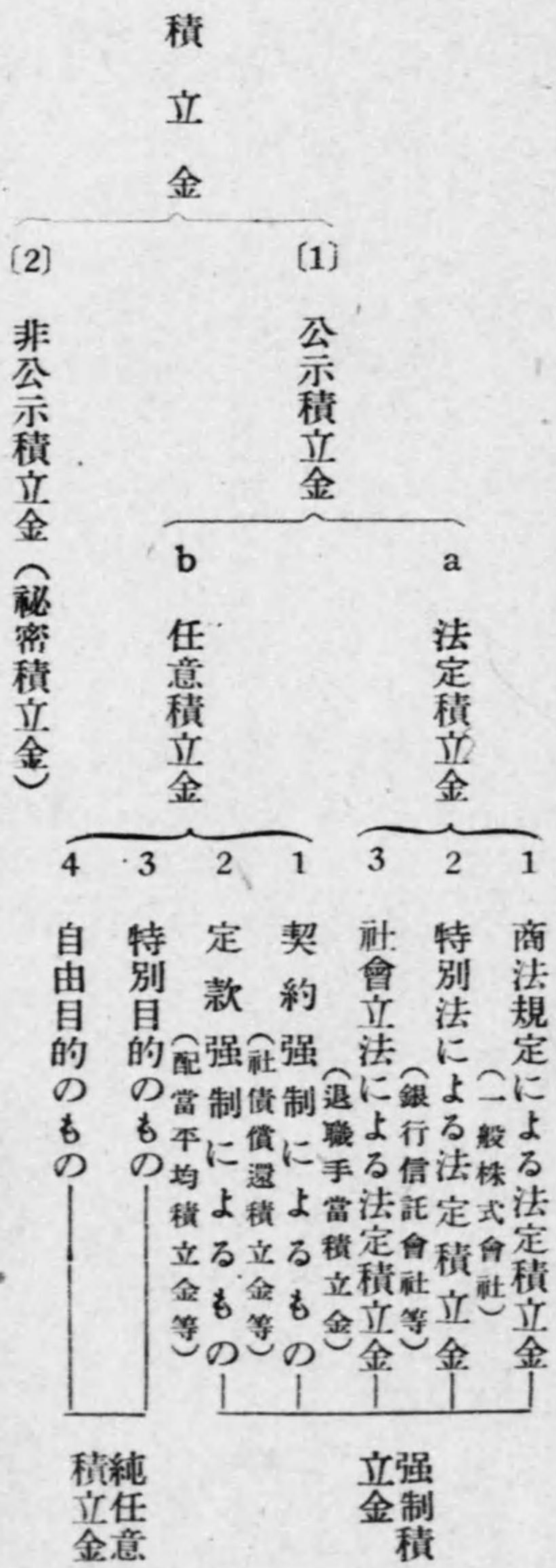
積立金といふのは株式会社に於て、その利益の一部を或る種の目的のために會社内に保留したものである。配當を社外分配といふのに對して積立金を社内留保といふこと既に知る通りである。會社を批判する場合に社内留保の割合即ち積立金の割合とか積立金の累計如何は大いに問題となるのである。この積立金に關聯して積立金と區別せねばならぬものがある。それは引當金（又は準備金）と呼ぶものとの區別である。

この引當金（又は準備金）は積立金と異つて利益の留保ではなく既に説明したやうにその性質に於て損失であり經費であり當然其の負擔が其の期に屬するのであるけれどもその金額が見積りに過ぎない場合に、その損失の起つた資産から控除しないで、それに對する引當または準備として置くものである。例へば減價償却はその減價の生じた資産から直接に差引くべきものであるが、資産を原價の儘とし別にその減價に對し引當

金を設けることが旺んに行はれる。だから、この減價償却引當金は決して利益の留保ではない。この減價償却引當金は寧ろ一般的には減價償却準備金と呼んで居るやうである。この引當金は當然經費たり損失たる性質を持つものであることに注意し、利益から留保蓄積される積立金と區別しなければならぬ。

二 積立金の種類

積立金は種々の目的から設置されるが、その目的に就ては又改めて説明することにする。この積立金はこれを次の如く分類し得るものである。



こゝに公示積立金といふのは利益の留保が公然行はれるもので、従つてどれだけ利益から社内留保されたか、判然すると同時に、現在どれ程の積立金が實在するかが誰れにでも判るものである。そしてこれは公然と貸借対照表に示されるところから公示積立金といふのである。この公示積立金には法律の強制によつて必ず積立をせねばならぬものと経営者の自由意思によつて設置するものとある。前者が法定積立金で後者が任意積立金である。これ等の内容に就ては續いて説明する。

次に非公示積立金は公示積立金とは反對にその積立金が公然と示されず事業の内部に隠匿されて居るもので、たゞ外部的にはそれを直觀的にまたは何等かの方法で推測するに過ぎないものである。そこで一般には寧ろ秘密積立金と呼ばれて居る。そして秘密積立金は穩健にして堅實な會計法をとれば、當然生ずるものとして知られ、従つて秘密積立金の多い會社はよい會社、堅實な會社だとされて居る。

三 積立金の目的

株式會社が利益の一部を割いて積立金を設けるには、それ相應に目的がある。尤も會社が自發的な立場から種々の目的に對して積立金を設ける場合もあれば、會社經營者の意思に拘らず國家が株式會社の發展を期し第三者を保護する立場から積立金設置を強制することもある。これに就ては直前簡單に觸れて置いた。然ら

ば積立金はどんな目的から設けられるのか？ その目的は次のやうである。

- 1 缺損填補のため
- 2 規模の擴張又は改良改善のため
- 3 負債償還の用意のため
- 4 信用擴大のため
- 5 配當平均のため
- 6 従業員の福利施設のため
- 7 研究促進のため
- 8 偶發損失に對する準備のため

この中、缺損填補の目的を持つ積立金は最も重視すべきものであり法定積立金の如きは、まづたく缺損填補以外に使ふことが出来ない。この法定積立金以外にも、この目的で設けられる任意積立金がある。缺損填補積立金といふのがそれである。次に將來規模を擴張しまたは時代の波と平行して設備改善のために積立金を設けることも仲々多い。經營者の誇りは兎角設備の擴張にあるやうで積立金で設備を擴張し改良することは旺んに行はれる。

それから負債特に社債の如き巨額の負債に就ては辨濟期に一度にそれだけの支拂資金を用意することは容

易ならぬことであるから、平生からそのための用意として利益の一部から其の目的で積立てることもある。社債に就ては近來は社債契約に於て、さうした積立金を設けることを約することが多い。また銀行、信託會社、保險會社等の信用を基礎とする會社では、その積立金に留意して益々信用を大きくしやうとする努力がみられる。

更に積立金は毎期の配當を平均化し株主の愛社心を増し且つ引いては會社の信用を増大し株價を維持するために設けられたり更に従業員自體の福利のため、またはその子弟の教育其他のために設置したり或は突發的な損失に對する自家保險の意味合に於て積立を設けることがある。斯やうに、その目的はマチ／＼であるが積立金は出来るだけ其の目的が判るやうに名稱づけることが必要である。

四 法定積立金

1 法定積立金の意味

法定積立金といふものは我國の法律によつて必ず利益から留保せねばならぬ積立金を指すのである。それ故強制積立金だが定款規定や特別契約によつて強制せられる積立金とは又異なるもので、これは國家の名に於

て設置を強要されるもので、假令定款に法定積立金を設けずと規定してみた處で免れることの出来ぬものである。この法定積立金は國家が株式會社の健全な發達と第三者保護の立場から強制するものである。ドイツやフランスでも法定積立金の設置を強制して居る。尙特別法で設立された特殊銀行や特殊會社では法定積立金と呼ばずして缺損填補準備金と稱する場合が多い。また會社によつては定式積立金（日本電通の如き）と名附けて居るが、この名稱はどんなものか？

2 法定積立金の種類

既に知るやうに法定積立金は法規によつて設置の強制される積立金である故、どの法規によるかに従つて法定積立金の内容が異つて來る。この法定積立金にはザツト次の三つがある。

- 1 商法規定によつて強制される法定積立金
- 2 特別法の規定によつて強制される法定積立金
- 3 社會立法の規定によつて強制される法定積立金

第一は商法規定によつて設置を強制されるもので常識的に云ふ法定積立金である。従つて我々は法定積立金と云へば、これを指すのだと考へて差支へない。これに就てはこれから詳しく説明する。

第二の特別法の規定による法定積立金は銀行法とか信託業法とかいふ特別法によつて設置の強制されるも

の、または國家が國策的見地から設立する特殊銀行又は會社の或るものに對し特別法を以て利益から強制的に留保されるものである。云ふ迄もなく特別法は一般法に先立つものであるから特別法に法定積立金に就て特殊の規定があると一般法の規定（即ちこゝでは商法）に先立つて適用を受けるのである。この特別法による法定積立金は商法規定によるものよりも嚴格である。

第三の社會立法の規定によつて、強制されるものは會社の發達とか第三者保護とかいふ立場からではなく勞務者の福利厚生立場から強制するものである。昭和十二年から實施された社會立法による退職手當積立金がそれである。だが、こゝに注意を要する點は一般的な法定積立金は缺損填補といふ目的を持つに對してこれは勞務者保護の立場から事業主が強制的に積立するのであるが、これは實質的には利益の留保でなくて引當勘定に他ならぬといふことである。

3 法定積立金の使命

これから説明する處は商法の規定による法定積立金を中心としてある。偕て法定積立金は商法規定によつて強制せられる積立金だが、その使命は何であるか？ この積立金に就ては會社はこれを自由に取崩し如何なる目的に利用してもよいものではない。この法定積立金を設置させる國家の意思を考へれば要するに法定積立金を會社缺損の填補にだけ充てさせ、これによつて會社破綻を喰ひとめ第三者を保護するにあるので

あるから缺損填補以外に流用することは絶対にいけない。そこで改正商法では法定積立金の用途を明文化して「資本の缺損に充つる場合を除くの外之を使用することを得ず」と釘をさして居る。法定積立金の性質からみて當然のことである。

4 法定積立金の源泉

商法の規定による法定積立金は資本の四分の一に達する迄は毎決算期に於て、その利益の二十分の一以上を積立てるものである。銀行や信託會社は特別法によつて資本の總額に達する迄決算期毎に其の利益の十分の一以上を積立てねばならない。そこで法定積立金の源泉は原則的には利益であるといふことが誰にでも判る譯である。だがこの源泉は利益だけでなく次の如きものもさうである。

- 法定積立金
 - 1 本源的源泉………獲得利益
 - 2 傍系的源泉
 - イ、株式プレミアム
 - ロ、社債轉換益

偕て法定積立金の本源的源泉が事業の獲得した利益にあることは勿論だが、この利益に就ては毎決算期にその利益の二十分の一以上を積立てねばならない。然し正確に二十分の一だけを積立てる會社は稀であつて多くはそれ以上を積立て、居る。私の知る範囲では建築復興助成株式會社が每期必ず正確に二十分の一を

積立て、居る。

次に株式プレミアムだが、これは株式を額面以上で発行した場合の額面超過金である。この株式プレミアムは法定積立金が四分の一に達する迄は必ず法定積立金に繰入れねばならない。但し改正商法では株式プレミアム発行に要する費用は控除して繰入るべしとして居る。この株式プレミアムは多く増資の場合にみられ、これは必ず第一回拂込と同時に現金で拂込されるものである。最近發表された三菱財閥の大本山、三菱社の増資に於ては株式プレミアムは一株につき五十圓、その總額六千萬圓に達するといふことは既に述べた。尤も其の中所得税として國家に納むべきものが二千八百萬圓といふ。蓋し驚くべき數字である。

最後の社債轉換益の法定積立金繰入れは改正商法で新しく加へたものである。これは今度改正商法で社債の株式への轉換を認めた結果生じたのである。即ちこの點に關して次の如き規定がある。

「轉換ニヨリテ發行スベキ株式ハ全額拂込後ノモノトス轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ金額ハ轉換スベキ社債ノ發行額ヲ超ユルコトヲ得ズ」

第二百八十八條第二項ノ規定ハ社債轉換ノ場合ニ之ヲ準用ス」

社債と株式との轉換條件は社債發行額よりも高くてはならぬが、これは株式の割引發行を禁止する商法の建前から來て居るのである。然し反對に社債發行額よりも低い價格ならば差支へないので、そうするときは結局株式をプレミアム附で發行したことになるからである、従つて株式プレミアムに關する規定を準用して、

これを法定積立金に繰入させる譯である。だが、こんな場合が生ずるのは非常に稀であらう。

五 任意積立金

任意積立金は法定積立金に對照する言葉であつて、これは會社經營者の分別と意思とによつて設けられるものである。従つて法定積立金以外のものを總稱することになる。この任意積立金はこれを分類すると次のやうになる。



倍て任意積立金といつても定款や契約に従つてその設置の強制されるものがある。例へば定款に於て利益處分規定として或る目的の積立金を設置することを定めた時は利益から強制的にこれを設けねばならぬし若しこれを設けなければ定款違反となる譯である。例へば配當平均積立金とか職員退職基金とかいふものは、その設置が屢々定款に規定される。

また契約によつて積立金設置が強制されることがある。例へば社債發行に當つて社債償還確保のために一定額またはそれ以上の償還基金（減債基金ともいふ）を利益から設置するといふやうな契約である。こゝの場合には利益から契約規定通りの償還基金を設けなければ契約違反となり期限の利益を失つたりする。それ故どうしても契約によつて積立が強制される譯である。我國の社債は近來減債基金附が原則になつたが、それは償還基金として積立てずに寧ろそれだけ一部償還して行くのである。

こゝに任意積立金の主なるものを説明しやう。

イ、新築積立金

これは營業用又は工場用其他の建築資金を得るための社内留保である。この種の積立金は應々設けられる。そして、この積立金に就て注意すべきことは、この積立金を流用して新築してしまつた後は、たゞ目的を果しただけで積立金は依然として残つて居るといふことである。それ故、この積立金はこれを取崩して配當に利用してもよければ、他の積立金に振替へてもよい。しかし、これは已むを得ない事情でなければ配當に利用してはならぬもので、他の積立金に振替へることが賢明である。

ロ、配當平均積立金

これは會社が每期其の配當を繼續維持し且ついつも同率位の配當をなすための用意である。この積立金は最近眼立つて多くなつて來た。又この積立金は既に知るやうにその設定を定款で規定する會社が思つたより多い。最近では滿鐵のやうな大會社が配當維持のため配當平均積立

金を設けるやうになつた。

ハ、社員恩給積立金

これは社員の功に酬ひ且つ退職後の生活安定を期するために設ける積立金であるが、この設置を定款に規定する會社も仲々多い。この種積立金として職工幸福のための積立金とか従業員子弟の教育積立金等がある。

ニ、研究積立金

諸種の研究のために利益の一部を留保して絶えず研究に力を注ぐことがある。

ホ、別途積立金

これは何にでも使ひ得る積立金で事業擴張とか配當維持とかいふやうな特定の目的のない積立金である。この積立金は最も盛んに設置される。なんとすれば特定目的のための積立金と異つて、株主總會に於ける目的變更の手續をとらなくても自由に利用出來得るからである。特別積立金とか別段積立金とかいふのは、この別途積立金である。

ヘ、前期繰越金

これは積立金とは云はぬが社内留保であり實質は積立金である。たゞこの積立金は次期に於て必ず當期利益金と合算して利益處分に利用される點が特色である。

前記の他事業の性質によつては種々の名稱の積立金が設けられるもので、電力會社に於ける渴水準備積立金とか、また災害事故の危険ある事業に於ける災害填補積立金とか或は社會事業に寄附するため、または獻金のための積立金等枚舉に遑がない。

六 積立資金

積立金と積立資金とは區別することが必要である。それならば兩者は何處が違つて居るのか？ 云ふ迄もなく積立金は利益の社内留保であつて従つて資本を構成する。故に積立金は必ず貸方に現はれるものである。そして資本の特色として、それは單に計算上の大きさを示すもので決して具體的な形ではない。だが、この資本は何等かの形に於て具體化されて居るもので、それが現金の形であらうと商品の形であらうと手形の形であらうとも差支へない。そして積立金がこういった具體的な形に表現されて居るものを指して積立資金といふのである。

大體資金といふものは會計學から觀れば、

- 1 資産の形をとるものであり
- 2 他の資産から區別し
- 3 特定の目的を果すために他より分離すべきもの

である。それ故積立金が資産といふ形で具體化され、それが營業用資産から分離區分されてある時、積立資金といふのである。従つて積立資金は取りも直さず積立金の實體である。そこで積立金は常に貸方側に現は

れるが、それが實體化されたものは借方側に示さるのである。

これで大體、積立金と積立資金との區別は判つたと思ふが、問題は積立金は必ず積立資金の形となすべきかといふことである。言葉を換へれば積立金は何時も、その實體を明かにして置く必要があるかどうかといふことである。これは一概によいとか悪いとかいふ譯にはゆかぬ。なんとすれば積立金は性質によつて、その實體を明かにして置く必要のあるものとそうでないものがあるからである。

元來利益は社内に留保され、ば何等かの資産の形で必ず事業に運用されて居る。従つて事業に運用され、ば相當有利に働いて居る筈である。それを特定目的の用意として營業から切り離して有價證券などに投資して實體を作つて置けば、もう營業用としては働かず、僅かにその實體から生ずる収益だけである。例へば積立金を營業用に流用して居れば一割も二割もの収益力を持つが有價證券なり預金なりの形にして積立資金を作つて置けば、其の収益力は五六分の程度である。それ故収益力から云へば積立資金を設けぬ方がよい。だが積立金の性質によつては収益力ばかりも考へて居られぬ場合がある。例へば退職給與金の如きである。この種の積立金はこれを事業に流用ばかりして居ると従業員にとつては大變な迷惑となることがある。世の中ではかういつた積立金が或る資産の形になつて實體が作られて居らぬばかりに従業員がその一生を棒に振つて路頭に迷ふ場合は過去の歴史に於て決して少なくはない。かういふ特殊の目的を持つものは収益力ばかりに捉はれないで、その實體を明かにし積立資金を作つて置くがよい。數年前から三菱財閥系統の諸會社が、

卒先して退職給與金を金銭信託其の他の投資の形で積立資金を作るやうになつたが最も賢明だといふべきである。

それから新築積立金を始め事業擴張積立金の如きもさうである。それは斯ういつた積立金は、その必要に應じて新築なり擴張なりをする際は一度に巨額の現金を要する。だがその實體が明かに營業から分離された積立資金になつて居らぬと、その資金を一時に營業から支出するときは經營資金に支障を來し飛んだ失敗をするかも知れない。そこで斯ういふ場合は収益力は低いが兎に角積立金の實體を預金なり金銭信託なり乃至は有價證券なりの形にして營業から切り離し必要に際しては此等の預金を引出し、または證券を賣拂つて現金に代へる用意をすることが得策である。更に發明獎勵金や、職工救済積立金、従業員子弟教育積立金といったやうに、積立金本體自身を使はないで、それから生み出す収益を使はうとする時はどうしても積立資金の設置が必要になつて來る。たゞこの場合はどういふ形の積立資金にすることが最も有利で且つ安全であるかといふ問題が残されるだけである。

次に積立資金を作る場合は低い乍らも収益が必ず生ずる。この収益は果して積立金に繰入るべきであるかどうか？ 素より積立金によつては、積立金の實體から生ずる収益を特定の目的に使用するが、さうでないものはその處置の問題が起る。だがこれは積立金に繰入る必要はなく營業収益と合して配當に利用しても何等差支へはない。

それから特定の積立金の中には、その使命を果した後に於ても依然として積立金として残るものがある。

例へば新築積立金が新築に利用されたり、また社債償還積立金が社債償還に使はれたりした後がさうである。だが配當平均積立金の如きは、それが配當支拂のために取崩され、ば積立金は消滅する。然し斯ういつた取崩によつて積立金が消滅するものと異つて、その目的に使はれただけで依然として積立金として残るものは、これをどうするかといふ問題が起る。斯ういふ場合は使命を果した積立金を取崩し其の期の利益金に繰入れて配當に利用しても何等差支へはない。だがさうすることは決して賢明ではなく、これを別途積立金なり法定積立金なりに振替へて依然として積立金として残すことが財政の堅實化から必要である。この特定の目的を果した後尙残る積立金を別途積立金に繰入れるまでを實例で以て示せば次のやうである。

1 新築積立金十萬圓の設定

新築積立金	100,000	
	○ 仕 譯	
	前期損益	100,000
		新築積立金
		100,000

2 新築積立金を有價證券に放資す

新築積立金引當			
有價證券			
100,000			
		○ 仕 譯	
		新築積立金引當有價證券	100,000
			現金
			100,000

3 新築のための支拂資金を得るため有價證券を處分し現金十萬一千圓を受く

新築積立金引當			
有價證券			
100,000	100,000		
		○ 仕 譯	
		現金	101,000
		新築積立金引當有價證券	100,000
		有價證券處分益	1,000

4 新築積立金は其の目的を果したるに就き別途積立金に振替ふ

新築積立金			
100,000	100,000		
		○ 仕 譯	
		別途積立金	100,000
		新築積立金	100,000
		別途積立金	100,000

七 法定積立金の取崩順位

會社が缺損を生じた場合は多くは繰越缺損として次期に繰越して行く。處が缺損金が積み重つて金額が大きくなつたり、また一度に巨額の缺損を生ずると財政調整の必要が起る。そして、積立金が設けられてある時は積立金を取崩して缺損を埋め合はせ財政調整をやる。

元來法定積立金は缺損填補だけしか使ひ得ない積立金である。そのことは改正商法で明文化されたことを既に述べた。斯ういふ譯であるから缺損填補としての使命を持つ法定積立金は缺損埋合はせのために先づ第一に取崩すべきものであるかどうか？ それとも他の積立金を總動員して取崩し尙不足する時最後に法定積

立金に手を附くべきものであるか？ これは學界に於ては大いに學争のある處である。これに就て先づ任意積立金の中、外部的に強制されたもの例へば社債に於ける社債償還積立金の如きは如何ほど缺損の理合はせだからといつて簡単に株主總會の決議で、その目的を變更して缺損填補は出来ない性質のものであるから取崩すことは出来ない。だが任意に積立てた缺損填補積立金の如き、また別途積立金とか繰越利益金の如きものは前者はもと／＼缺損填補が目的であり、後者は何にでも使ひ得る積立金であるから別段目的を變更しなくとも、株主總會の決議さへあれば缺損填補に使ひ得るものであり、またさうすべきである。斯やうに純任意積立金の中、融通性のある積立金を第一順位として取崩し、尙不足する時は第二順位として始めて法定積立金に及ぶべきであり、更にそれでも不足する時は特定目的を持つ積立金例へば新築積立金とか發明獎勵積立金とか従業員恩給積立金とかいふものを其の目的を決議に於て變更し、そしてこれを取崩し缺損填補に當つべきものである。

八 秘密積立金

秘密積立金とは實質に於ては積立金だが別段積立金としては公示されず、たゞ事業の内部に姿を隠して居るものである。それ故この秘密積立金は事業の財政を故意に、または善意に隠匿する目的を持つ非公示的な積立金であつて堅實な經營振りをとる事業では先づ附物だと考へて差支へない。事業會社を分析觀察する時

にこんな處にも特に注意するのは要するに事業の堅實振りをみるにある。この秘密積立金を故意に設ける理由として次のやうな點が擧げられて居る。

- 1 事業の収益力を故意に隠匿して株主をして會社の眞の利益を知らしめないため。
- 2 収益力が大きいと競争事業が起り易いからこれを防止するため
- 3 國家の課税を逃れるため。
- 4 秘密積立金を設け不時の損失を表面化せずして填補するため。

以上のやうに種々な理由から秘密積立金を設けるが、かういつた故意に秘密積立金を設けなくとも評價を穩健に、また保守的に行ふと秘密積立金が生じたがり勝である。それならば秘密積立金は普通どんな手段で設けられるか？ それには次のやうな手段がある。

- 1 實在する資産を故意に脱漏する。
- 2 必要以上に減價償却する。
- 3 必要以上に貸倒を償却する。
- 4 資産の評價を故意に過小評價する。
- 5 資産として取扱ひ得る支出を経費として取扱ふ。
- 6 原料を製造に際し實際原價に切下げたり、または當然原價であるべきものを損失として取扱つたり

して故意に仕掛品または製品の原價を過小評價する。

7 假想的な負債を設け或は負債を過大に評價する。

8 増設或は改良費を経費として落す。

9 資産の永久的な値上りを無視する。

この秘密積立金を故意に設けることは實際には仲々多いやうである。この度陸軍が軍需會社に統一原價計算制度を強制するに當つて、これまで原價で巧く秘密積立金を作つて居た會社がそれが出來なくなつて弱つたりして居ることを知つて居る。然らば秘密積立金の設置は會計學として許さるべきであるか？ これは難かしい、また異論のある問題だが保守的會計をとる處では已むを得ない現象だといふ他はない。

附 録

財務諸表準則

貸借対照表

第一總説

- 一、本準則に定むる貸借対照表は商法第二十六條の規定に依り、決算に際して作成すべき貸借対照表に付之を定む。其の他の場合に於ける貸借対照表も、之に準じて作成するを可とす。
- 二、本準則は株式會社に於て株主總會に提出すべきものに付之を定む。商法第九十二條第二項の規定に依り公告するものも亦事情の許す限り之と同一たるべし。經營の參考に供するもの又は特殊の目的を有するものは、科目分類の精粗其の他に於て、便宜に従ひ作成することを得。株式會社以外のものも亦本準則に準據すべし。但し其の資本勘定は後に掲ぐる九二に定むる所に依る。
- 三、附屬雛形は工業（第一號表）と商業（第二號表）とに付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し貸借対照表に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。
- 四、附屬雛形は種々の場合に適用するの便宜を考慮して作成したるものなるに依り、具體的の一企業に適用するには不適當な

る科目あるべく、又第一號表と第二號表とに依り科目同一ならざるものあるも、此等は必要に應じ適宜取捨選擇すべきものとす。兩表の何れにも存せざる科目は本準則の定むる所に依るべく其の定むる所なきものは營業の特異性に鑑み之を設定することを得。

五、各種の財産又は資本を整理する科目は、種類、構造、性能、目的等の標準に依りて之を區別設定し、名稱は其の實體を明示するものたることを要す。無體資産を有體資産に併合し負債と資本との區別を曖昧にするが如きことは之を避くべし。尙資産は流動性、換金性及確實性に依り、負債は辨濟の緩急性に依り、各之を區別すべし。

六、科目は資産、負債及資本の三種に之を大別し、資産及負債は更に左の如き綜合科目に之を分類す。

- 資産 (イ) 固定資産 (ロ) 投 資 (ハ) 特定資産
(ニ) 作業及販賣資産 (ホ) 流動資産 (ヘ) 雜勘定
負債 (イ) 長期負債 (ロ) 短期負債 (ハ) 引當勘定
(ニ) 雜勘定

七、資本は株式會社に在りては株主勘定とす。財産の各科目の内容及價額に付ては、資産評價準則、固定資

産減償却準則、財産目録準則及損益計算書準則の定むる所に依る。

八、二箇所以上の營業所を有する企業の貸借対照表は、其の各科目に付金額を綜合して計上すべし。

第二形式

一〇、貸借対照表には「貸借対照表」なる標題、決算日及社名を記載すべし。更に第何期末と附記するを可とす。

二、貸借対照表は横書とし、アラビア数字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側を借方、右側を貸方と爲すを原則とす。

場合に依りては従書とし、日本数字を用ひ、上段、下段又は前部、後部に分つ可なり。此の場合には上段又は前部を借方とし、下段又は後部を貸方とす。

借方に「資産」、貸方に「負債及資本」と附記することを得。借方には資産の科目（場合に依りては資本勘定）を記載し、貸方には負債及資本勘定の科目を記載するものとす。

三、金額欄の外に内課欄又は補助欄を設け、集計又は控除の計算を示すことは（第二號表）、其の内容を明瞭ならしむる所以なりと雖も、紙面を増大するの嫌あるを以て、之に代ふる綜合科目の名稱及金額を別種の字體若くは別色を以て示し又は之

に括弧を附し、控除科目の金額は之を摘要欄内に記載することを得。（第一號表）

三、資産及負債の各科目を掲げ、其の金額を合計し、資本勘定を其の次に記載して締切るべし。

配列に付ては、資産は固定的のものより順次流動的のものに及び、負債は長期負債より短期負債に及ぶ固定性配列法に依るを可とす。營業の種類に依りては、資産及負債を流動的のものより順次固定的のものに及ぶ流動性配列法に依るも亦可なり。但し雜勘定及保證債務は之を最後に掲ぐ。

第三 固定資産

一四、固定資産とは引續き營業の用に供することを目的とする資産を謂ふ。目的が投資に在る資産は、長期間之を所有するものと雖も、之を固定資産より除外す。

一五、固定資産は其の種類、構造等に依りて左の如く之を分つ。
(イ)土地 (ロ)建物 (ハ)機械 (ニ)設備 (ホ)什器 (ヘ)工具 (ト)船舶 (チ)軌道及車輛 (リ)特許權 (ヌ)商標權 (ル)地上權 (ヲ)營業權

事情に依り上記の科目は其の一、二を合併することを得。但し營業權、特許權等の無體資産は、之を有體資産に合併することを得ず。

一六、固定資産建設の爲め支拂ひたる假拂金又は前渡金は、之を「建

三〇、長期に亙りて所有する資産なるも、營業直接の目的に非ずして、利殖、統制其の他の目的を以て所有するものは、之を投資として固定資産より區別す。

三二、投資は左の如く之を分つ。
(イ)不動産 (ロ)同系會社出資 (ハ)同系會社勘定 (ニ)關係會社有價證券 (ホ)何々出資金 (ヘ)有價證券 (ト)貸付金 (チ)金錢信託

三三、營業の用に供せざる土地又は建物は、之を投資に屬する「不動産」とす。但し所有せるビルディングに付一部を營業に使用し、他を賃貸するが如き場合に於ては、事情に依り之を固定資産と投資とに分つ。

三四、同系會社とは資本及支配の系統を同じくする會社を謂ひ、通俗に親會社、子會社、姉妹會社等と呼ぶものに當る。同系會社の株式又は社債は、「同系會社出資金」なる科目を以て之を示し、其の會社に對する營業上其の他の債權は、「同系會社勘定」なる科目を以て之を示すべし。

三五、同系會社少き場合、金額の特に大なる場合に於ては、會社別に之を示すを可とす。

三六、同系會社以外の個人若くは組合の事業又は合資會社に對する出資金は、其の事業又は會社の名稱を附記し、「何々出資金」なる科目を以て之を示すべし。

三七、取引關係の便宜上所有する他會社の株式又は社債は、「關係

設假勘定とし、固定資産所屬の科目と爲すべし。

固定資産建設の目的を以て所有する材料は、之を作業又は販賣の資産に屬する原料又は貯蔵品と區別し、「建設假勘定」に加ふべし。

一七、建物、機械、設備等の金額は、其の取得原價より減價償却額を控除したるものを計上す。償却異計（評價損を含む）は括弧を附して摘要欄内に之を註記すべし。

一八、營業權、特許權、商標權其の他の無體資産は、有價取得の場合に限り之を計上することを得。此の種の無體資産も亦有體資産と同じく毎期減價償却を行ふべし。

一九、營業の特殊性に依り前記の如き物件別と爲さずして、用途別又は所在地別に之を區分することを得。例へば發電設備、送電設備、配電設備等と爲し又は某製作所、某工場と爲すが如し。

事業の性質に依り物件別に計上し難き場合には、之を一括し「建設費」又は「興業費」なる科目を以て示すことを得。但し其の主要なる物件の名稱は、括弧を附して摘要欄内に之を註記すべし。

二種以上の事業を營む企業に在りては、各事業別に前記の方法に依り、其の固定資産の詳細を示すべし。

第四 投 資

「會社有價證券」なる科目を以て之を示すべし。
 三六、同系會社、關係會社以外の株式、社債、公債、外國債を長期に亙りて所有するときは、投資に屬する「有價證券」なる科目を以て之を示す。
 有價證券投資を重要な營業と爲すものに在りては、「有價證券」なる科目を「國債」、「地方債」、「株式」、「社債」等に細別するを可とす。
 三七、投資に屬する「貸付金」は、長期に亙る貸付金を示す。

第五 特定資産

三六、資産を營業上の資金と區別し、特定の目的にのみ用ふべく定めたるときは、之を特定資産とす。
 三六、特定資産に屬する科目は、其の目的と資産の實體とを併せ示すべきものとす。其の例左の如し。
 (イ)引當勘定引當金債信託 (ロ)引當勘定引當有價證券
 (ハ)従業員預り金引當有價證券 (ニ)自家保險積立金引當預金
 三六、特定資産を數箇の目的の爲めに設くるときは、「諸勘定引當預金」と云ふが如く概括して之を示すことを得。
 三六、特定資産は之を左の三種に區別することを得。
 (イ)引當勘定に對する特定資産 例へば貸倒引當勘定又は納税引當勘定の資金を特別に信託會社若くは銀行に預託し又は

之を以て有價證券を買入るる場合にして、「引當勘定引當金債信託」、「引當勘定引當銀行預金」又は「引當勘定引當有價證券」なる科目は、此の場合に於ける資産の實體を示す。
 (ロ)負債勘定に對する特定資産 例へば従業員預り金の資金を有價證券を投資するときは、「従業員預り金引當有價證券」なる科目を以て之を示す。
 (ハ)積立金勘定に對する特定資産 例へば自家保險積立金の資金を別口の預金と爲したるときは、「自家保險積立金引當預金」なる科目を以て之を示す。

第六 作業及販賣資産

三六、作業及販賣資産とは其の儘又は加工して賣却することを目的とする資産を謂ふ。工業に於ては作業資産又は作業及販賣資産と謂ひ、商業に於ては單に販賣資産と謂ふことを得。
 營業の種類に依り此の種の資産が特に多種多様なるものは、各業種に應ずる適當なる科目を設定すべし。
 三六、製造工業に於ける作業及販賣資産は、通常左の如く之を分つ。
 (イ)原料(又は材料) (ロ)貯藏品 (ハ)仕掛品 (ニ)製品 (ホ)副製品
 三六、請負工事又は注文製作を主とする工業に於ては、作業資産は左の如く之を分つ。

(イ)材料品 (ロ)半成工事
 三六、賣買業に於ける販賣資産は、通常左の如く之を分つ。
 (イ)商 品 (ロ)未着品 (ハ)積送品
 製造工業に於ても「未着品」又は「積送品」なる科目を必要とする場合あるべし。
 三六、「未着品」は運送の途上に在る買入商品に對して設定する科目にして、例へば荷爲替を引受けたるときに、一方「支拂手形」なる負債勘定を起すと共に、他方「未着品」なる資産勘定を起すが如し。
 三六、「積送品」は他地方へ販賣委託の爲め積送せる商品(又は製品)に對して設定する科目とす。
 三六、「原料」、「貯藏品」、「製品」、「商品」等にして重要なものは、之を品種別に示すを可とす。

第七 流動資産

一科目を以て之を示すことを得。
 三六、「受取手形」は商取引の結果として受入れたる手形上の債權を示す。但し貸付の性質を有する手形上の債權は、之を「短期貸付金」に加ふるか又は「手形貸付金」なる別科目に計上すべし。
 三六、「賣掛金」は製品又は商品の賣上代金の未收額を示す。業種に依りては「得意先未收入金」なる科目を以て之に代ふることを得。
 關係密接にして取引高大なる取引先に對する債權に付ては、其の氏名を以て科目と爲すことを得。
 三六、「未收入金」は特に示されたる科目に屬せざる各種の未收入金を包括す。
 三六、「受託販賣立替金」は商品の受託販賣に關して引受けたる荷爲替金、支拂ひたる引取費、販賣費等の立替金を示す。
 「受託買付立替金」は商品の受託買付に關して支拂ひたる買入代金、包装費、運賃等の立替金を示す。
 三六、流動資産に屬する「有價證券」は、一時的投資の目的を以て所有する有價證券に對して設定する科目とす。
 三六、流動資産に屬する「短期貸付金」は、營業の關係上取引先に對して一時的に貸付けたる債權、例へば前貸金の如きものに對して設定する科目とす。
 三六、同系會社に對する營業上の貸金は、之を投資に屬せしむ。(二)

三参照)

第八 雜勘定(借方)

- 四、雜勘定は前記各種の科目に属せざる資産にして、假勘定、未決算勘定、繰延勘定等を含む。
- 五、「假拂金」は歸屬すべき科目の未定なる支拂金、内拂の性質を有する支拂金等を示す。其の科目又は金額確定したるときは、直に之を適當なる科目に振替へ整理すべきものとす。特殊の目的を以て爲したる「假拂金」には、其の目的を附記し、「何々假拂金」なる科目を以て之を示すを可とす。貸付金の性質を有するものは、之を「假拂金」と爲すことを得ず。
- 六、係争事件に係り、又は臨時事故に因り、處置未定なる支出又は資産の減損は、「未決算」なる科目を以て之を示す。其の損失たることを判明したるときは直に之を損失に振替ふべし。他會社又は他事業を買収したるときは、其の代金は一時「〇〇買収費」又は「〇〇買取勘定」なる科目を以て之を示すことを得。財産の引繼を爲したるときは、直に諸勘定に分割整理すべし。
- 七、「代理店へ貸」は代理店の勘定尻にして債權となるものを示す。
- 八、會社の役員又は職員に對する貸付金、立替金等の債權は、之

を他の債權と區別し、「社内貸付及立替金」なる科目を以て示すべし。

- 九、「未經過保險料」又は「未經過割引料」は、保險料又は割引料として支出せる金額中、次期以後の負擔と爲すべき部分を繰延べたるものを示す。此の種の科目の金額少にして且重要ならざるものは、之を一括して「未經過費用」なる科目を以て示すことを得。
- 十、「社債發行差金及發行費」は割引を以て發行したる社債の割引高及發行費を示す。此の金額を全部發行年度の損失と爲さざるときは、社債存續中の各年度に割當て之を償却すべきものとす。
- 十一、商法第九十六條の規定に依り株主に配當したる利息は、「建設利息」なる別科目を以て之を示すべし。此の金額は開業後成るべく速に之を償却するを可とす。
- 十二、新事業の計畫又は新技術の採用の爲め準備として支出せる經費は、之を「開發費」なる科目を以て繰延べ、資産に計上することを得。
- 十三、「廣告宣傳費」として支出せる金額中、其の支出の効果が一时的に非ずして、次期以後の賣上増加又は經費節約の原因を爲すもの又は設備若くは雜品として殘存するものは、之を評價して資産に計上することを得。但し其の評價は慎重に之を行ひ、空虚なる資産を計上するの結果とならざる様注意すべし。

し。

- 十四、「創業費」は商法第二百二十二條第五號の規定に依る會社の設立費用を限度とすべし。但し創業に伴ふ附帯必要經費を之に加ふることも認められざるに非ず。
- 十五、「創業費」は繰延勘定として資産に計上することを得るも、短期間に之を償却すべし。
- 十六、有價證券を貸付けたるときは、「有價證券」なる科目より「貸付有價證券」なる科目に帳簿價額を以て之を振替ふべし。
- 十七、保證金を差入れたるときは「差入保證金」なる科目を以て之を示す。
- 十八、有價證券を以て保證金に代用したるときは、「保證差入有價證券」なる科目を設け、「有價證券」なる科目より帳簿價額を以て之に振替ふべし。
- 十九、他人より公社債を借受け之を保證金に代用して差入れたるときは、「保證差入有價證券」なる科目に其の額面を計上し、之に對應して「借受有價證券」なる負債科目を設くべし。
- 二十、他人より保證金の代用として受入れたる有價證券は、額面を以て「保管有價證券」なる科目に之を計上し、自己所有の有價證券と區別すべし。

第九 長期負債

二十一、長期負債は長期の債務にして左の如く之を分つ。

財務諸表準則

- (イ)社債 (ロ)借入金 (ハ)同系會社勘定
- 二十二、「社債」は額面を以て之を記載す。擔保附のものは擔保の種類を之に附記するを可とす。例へば「工場財團擔保附社債」の如し。
- 二十三、長期負債に屬する「借入金」は、其の期日が次年度末以後に在るものを示す。
- 二十四、「同系會社勘定」は、同系會社よりの借入金及營業上其の他の債務を示す。

第十 短期負債

- 二十五、短期負債は短期の債務にして左の如く之を分つ。
- (イ)買掛金 (ロ)銀行當座借越 (ハ)支拂手形 (ニ)未拂金 (ホ)未拂工賃 (ヘ)社債未拂金 (ト)未拂配當金 (チ)受託買付前受金 (ス)前受金 (ル)短期借入金 (ヲ)商品切手 (ワ)預り金 (カ)従業員預り金 (ヨ)預り保證金
- 二十六、「買掛金」は仕入先に對する商品、原料其の他物品の買入代金の未拂額を示す。
- 二十七、「支拂手形」は商取引の結果として生じたる手形上の債務を示す。但し借入の性質を有する手形上の債務は、之を「短期借入金」なる科目に加ふるか又は「手形借入金」なる別科目に計上すべし。
- 二十八、「未拂金」は特に示されたる科目に屬せざる各種の未拂金を包

- 括す。
- 「未拂工賃」、「社債未拂金」、「未拂配當金」、「未拂税金」、「未拂利息」等特殊の未拂金は、其の性質を示す爲め之を別科目と爲すべし。
- 「社債未拂金」は償還期の到来せる社債の未償還額を示す。
- 「未拂配當金」は株主配當金の未拂額を示す。
- 「受託販賣未拂金」は商品の受託販賣に關する賣上代金其の他の債務を示す。
- 「受託買付前受金」は商品の受託買付に關して受入れたる前受金を示す。
- 「前受金」は商品又は工事の手附金として受入れたる金額其の他に類似する前受金を示す。
- 短期負債に屬する「短期借入金」は、其の期限が次年度中に到来すべき借入金を示す。「銀行當度借越」は借越契約に依り借越となれる金額を示す。
- 商品切手を發行したるときは、其の未回収額を「商品切手勘定」なる科目に計上すべし。
- 「預り金」は營業上又は營業外の一時的預り金を示す。
- 従業員より預りたる貯金、積立金等の債務は、「従業員預り金」なる科目を以て之を示すべし。
- 「預り保證金」は保證金として受入れたる金額を示す。

第十一 雜勘定 (貸方)

- 雜勘定は前記各種の科目に屬せざる負債にして、假勘定、未決算勘定、繰延勘定を含む。
- 「假受金」は歸屬すべき科目又は金額が未定なる受入金を示す。其の科目又は金額確定したるときは、直に之を適當なる科目に振替へ整理すべきものとす。
- 科目に振替へ整理すべきものとす。
- 現金を以て返済する義務ある假受金は、之を「預り金」なる科目に計上し、「假受金」と爲すことを得ず。
- 「代理店より借」は代理店の勘定尻にして債務となるものを示す。
- 「未經過受入利息」は受入利息中次期以後の利益と爲すべき部分を繰延べたるものを示す。此の種の繰延額は、「未經過受入割引料」其の他適宜の科目に依り又は一括して「未經過利益」なる科目を以て之を示すことを得。
- 「借受有價證券」は保證金の代用として他人に差入るる爲め借受けたる有價證券を示す。
- 「預り保證有價證券」は保證金の代用として他人より受入れたる有價證券を示す。借方に於ける「保管有價證券」なる科目は之に對應す。

第十二 引當勘定

- 引當勘定は特定の損失に對する準備にして、其の負擔が當該會計年度に屬し、其の金額が見積に依りて定められたるものを示す。
- 利益の留保、寄附金の受納等に依りて特殊の基金又は資金を設けたるときは、引當勘定に準じて之を處理すべし。
- 引當勘定は目的とする損失の種類に依り之を左の如く分類す。
- (イ) 特定せる資産の減價 例へば「減價償却引當金」、「貸倒引當金」の如し。
- (ロ) 特定の損費 例へば「修繕引當金」、「納税引當金」、「退職給與引當金」の如し。
- (ハ) 特殊の危険による損害 例へば「自家保險引當金」の如し。
- 引當勘定に相當する資産を營業資産より區別する場合に於ては、之を特定資産として示すべし。(二八一—三一参照)
- 固定資産の償却額は當該資産の金額より之を控除することを原則とするも、固定資産は原價又は其の他の金額を以て示し、別に「減價償却引當金」なる科目に其の償却額を計上することを得。

第十三 資本勘定

- 株式會社に於ける資本勘定は綜合科目を株主勘定とし、其の

- 内譯科目は左の如し。
- 借方科目 (イ) 未拂込資本金 (ロ) 前期繰越損失金 (ハ) 當期損失金
- 貸方科目 (イ) 資本金 (ロ) 各種積立金 (ハ) 前期繰越利益金 (ニ) 當期利益金
- 「資本金」は公稱資本金額を示し、「未拂込資本金」は拂込未済額を示す。
- 優先株を發行したる場合に於ては、其の金額は普通株に依る資本金額と區別して之を計上すべし。
- 「積立金」は會社が將來の損失填補其の他の目的を以て利益を留保したる金額を示し、其の目的に依り左の如く之を分つ。
- (イ) 法定積立金 (ロ) 別途積立金 (ハ) 配當準備積立金
- (ニ) 偶發債務積立金 (ホ) 自家保險積立金 (ヘ) 減價積立金
- 「偶發債務積立金」は偶發債務の發生に因りて蒙るべき損失を填補する目的を以て利益を留保したるものを示す。損失發生が適當に豫測せらるるものに付ては、其の金額を推定し、之を特殊の「引當金」に計上するを可とす。
- 「自家保險積立金」も亦適當なる計算の存するときは、之を「自家保險引當金」と爲すを可とす。
- 「當期利益金」又は「當期損失金」は特に之を明示し、前期より繰越したる利益金又は損失金と併合することを得ず。
- 株式會社以外に在りては綜合科目を資本勘定とし、其の内譯

科目は企業形態に依りて相違す。
 合名会社又は合資会社に於ける出資額は、「資本金」又は「出資金」なる科目を以て之を貸方に計上し、出資未済額は「出資未済」として之を借方に掲ぐべし。社員の数少き場合には、其の科目に社員の氏名を冠するを可とす。社員と会社との一時的貸借は、之を資本勘定に併合することを得ず。
 株式会社合資会社に於ける「社員出資金」は、之を「株金」と區別すべし。
 合名会社、合資会社又は株式会社合資会社に於ける「積立金」、「繰越金」、「当期利益金」及「当期損失金」に付ては株式会社に付定めたる所を準用す。

第十四 偶發債務

九三、保證債務又は手形裏書義務の如き偶發債務を有するときは之を計上することを原則とし、保證債務、偶發債務等の綜合科目を設け、普通の資産及負債の次に、資本勘定の前に記載すべし。但し其の金額を金額欄に記入するときは、誤解を生じ易きを以て摘要欄にのみ記載すべし。
 九四、他人の債務を保證したるときは、其の金額を「保證債務」なる貸方科目を以て示し、求償権あるものは其の金額を「保證債務見返」なる借方科目を以て示すべし。
 九五、手形を割引に付したるときは、之に附隨せる償還義務を示す

爲め其の金額を「割引手形」なる貸方科目を以て示し、求償権あるものは其の金額を「割引手形見返」なる借方科目を以て示すべし。
 前項の場合に於て「受取手形」なる科目より割引額を減額せず、償還義務は「割引手形」なる短期負債に屬する科目を以て之を示し、求償権は「受取手形」の金額に含ましむることを得。但し此の場合に於ては「受取手形」なる科目に「内割引高何程」と註記して、此の關係を明にすべし。(第二號表参照)
 九六、割引以外に因る手形の裏書は、「裏書義務」及「裏書義務見返」なる二科目を以て、保證債務に準じて之を計上すべし。
 九七、先物買受の契約を爲したるときは、其の契約金額を「先物買受契約」(借方)及「先物買受契約未拂」(貸方)なる二科目を以て示し、先物賣渡の契約を爲したるときは、其の契約金額を「先物賣渡契約」(貸方)及「先物賣渡契約未收」(借方)なる二科目を以て示すべし。但し數年度に互り賣價を特定せざる供給契約の如きは之を除外することを得。
 九八、引渡済の請負作業若くは賣渡済の商品に對する各種の保證又は保争事件に係る賠償義務の如きものに對しては、適當なる引當金又は積立金を設くるを可とす。
 所有せる未拂込株式の拂込義務に關して其の拂込が損失となるべき場合に於ては、之に對して引當金又は積立金を設くべし。

保證債務、手形割引、手形裏書義務等を偶發債務として示したる場合に於ても、之に因る損失の發生が豫測し得べき場合に於ては、之に對する引當金又は積立金を設くべし。
 九九、其の他の偶發債務は、適宜前記の方法に準じて之を示すべし。

第十五 貸借對照表の綜合

一〇〇、二箇所以上の營業所を有する企業の貸借對照表の各科目を綜合するに當りては、次の整理を爲すべし。
 (イ)各店間に於ける未達勘定の整理、
 (ロ)各店間に於ける賣買貸借に因る振替利益中未實現の部分の控除
 一〇一、營業所が外國に存在し、當該國通貨を以て其の貸借對照表の金額を示したるものは、適當の換算率を以て之を換算したる後綜合の手續を爲すべし。但し換算差金は之を一般の損益と區別して明示すべし。
 一〇二、同系會社の貸借對照表を參考の爲め綜合作成する場合の手續は、前記の綜合手續に準ずるものとす。

第二號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 貸借對照表
〇〇商業株式會社

財務諸表準則

借方	金額	貸方	金額
固定資産		長期負債	
土地	513,000.00	同系會社勸定	850,000.00
建物		短期負債	
償却累計	848,000.00	銀行當座借越	156,000.00
什器		支拂手形金	575,000.00
償却累計	211,000.00	買掛	456,800.00
商標權		商品切手勸定	276,500.00
償却累計	4,000.00	受託販賣未拂金	328,700.00
營業權		受託買付前受金	137,000.00
償却累計	236,000.00	預り預金	123,000.00
	44,000.00	引手形金	852,000.00
	2,478,000.00	短期借入金	320,000.00
投資			3,225,000.00
有價証券		引當勸定	
	587,600.00	貸倒引當金	41,100.00
特定資産		退職給與引當金	506,900.00
引當勸定引當金			548,000.00
引當勸定引當金	400,000.00	雜勸定	
繰上金		代理店ヨリ借	27,500.00
		假受金	46,000.00
販賣資産		預り保證有價証券	108,000.00
商標品	5,533,200.00		181,500.00
未着品	125,000.00	先物賣買	
積送品	365,800.00	先物買受契約未拂	97,000.00
	6,024,000.00	先物賣渡契約	52,000.00
流動資産			4,804,500.00
賣掛金	822,000.00	小計	
受託販賣立替金	137,500.00		4,804,500.00
受託買付立替金	75,200.00	株主勸定	
受取手形		資本金	8,000,000.00
内割引高	852,000.00	法定積立金	756,000.00
銀行預金	123,200.00	配當準備積立金	378,000.00
現金	17,600.00	偶發債務積立金	264,000.00
	2,409,500.00	前期繰越利益金	97,500.00
雜勸定			9,495,500.00
代理店へ貸	59,000.00		
假掛	8,800.00		
未經過引料	7,300.00		
貸付有價証券	127,800.00		
保管有價証券	108,000.00		
	310,900.00		
先物賣買			
先物買受契約			
先物賣渡契約未收	97,000.00		
	97,000.00		
小計			
			12,210,000.00
株主勸定			
未拂込資本金	2,000,000.00		
當期損失金	90,000.00		
	2,090,000.00		
	14,300,000.00		14,300,000.00

二四三

第一號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 貸借對照表
〇〇工業株式會社

財務諸表準則

借方	金額	貸方	金額
固定資産	4,696,500.00	長期負債	2,870,000.00
土地	763,000.00	〇〇擔保附社債	1,300,000.00
建物及設備(償却累計 691,400)	1,342,200.00	〇〇擔保附社債	1,200,000.00
機械	2,295,000.00	無擔保同系會社勸定	150,000.00
工具及什器(// 1,204,900)	213,900.00		220,000.00
特許權(// 123,300)	75,800.00	短期負債	2,086,600.00
商標權(// 3,400)	6,600.00	買掛	755,000.00
		未拂工手形金	184,000.00
投資	2,512,200.00	未拂受取預り金	4,000.00
同系會社出資	2,055,000.00	未拂預り金	370,000.00
同系會社勸定	321,000.00	未拂預り金	55,500.00
同系會社有價証券	116,000.00	未拂預り金	35,000.00
同系會社預付	20,200.00	未拂預り金	8,100.00
	20,200.00	引當勸定	594,400.00
特定資産	1,304,600.00	納稅引當金	18,400.00
自家保險積立金引當預金	372,000.00	退職給與引當金	576,000.00
引當勸定引當有價証券	583,000.00		576,000.00
從業員預り金引當有價証券	352,600.00	雜勸定	398,400.00
		假未受取預り金	30,900.00
作業及販賣資産	3,591,400.00	假未受取預り金	1,330.00
原料及貯藏品	1,370,000.00	假未受取預り金	150,000.00
仕掛品	580,000.00	預り保證有價証券	216,200.00
製成品	1,205,000.00		
	456,400.00	偶發債務	
流動資産	2,079,500.00	引手形	253,000.00
賣掛	821,400.00	保證債務	50,000.00
未受取預り金	153,400.00		
受取預り金	385,600.00	小計	5,949,400.00
預り預金	78,000.00		
銀行預金	520,500.00	株主勸定	12,733,500.00
現金	85,600.00	資本金	10,000,000.00
	35,000.00	法定積立金	361,000.00
		途途積立金	930,000.00
雜勸定	498,700.00	別家當期利益	372,000.00
假未貸付	26,000.00	自當期利益	340,000.00
假未貸付	5,400.00	前期繰越利益	86,900.00
假未貸付	14,000.00		623,600.00
假未貸付	6,500.00		
假未貸付	80,600.00		
假未貸付	150,000.00		
假未貸付	216,200.00		
偶發債務見返			
引手形見返	253,000.00		
保證債務見返	50,000.00		
小計	14,682,900.00		
株主勸定	4,000,000.00		
未拂込資本金	4,000,000.00		
	18,682,900.00		18,682,900.00

二四二

財産目録

第一總説

- 一、本準則に定むる財産目録は商法第二十六條の規定に依り、株式会社が決算に際して作成すべき財産目録に付之を定む。株式会社以外のものも亦本準則に準據すべし。
- 二、附屬雛形は工業（貸借対照表第一號表に相當す）に付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し財産目録に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。
- 三、財産目録は決算當時に於ける資産及負債の明細書にして、貸借対照表中資本勘定を除きたる残余の科目を含むものとす。
- 四、「未拂込資本金」は資本勘定に屬する科目なりと雖も、他日拂込を受くべき会社の権利を示すものなるを以て、之を財産目録に掲ぐべきものとす。但し普通の資産と其の性質異なる點あるを以て、別途に之を掲ぐべし。
- 五、保證債務其の他の偶發債務は之を負債に計上し、求償權あるものは見返勘定として之を資産に掲ぐ。但し其の金額は共に摘要欄に記載するに止む。先物賣買の契約額に付亦同じ。
- 六、財産目録は資産及負債の各種類に付、現品又は證券に照し、其の數量及金額を確めたる後之を作成すべし。
- 七、財産目録には資産及負債を成るべく詳細に分類し、其の内容

を示すべき説明又は附記を爲すべし。重要な科目にして其の内容の複雑多岐に互るものは、別表に依り内譯目録を作成して財産目録の記載を簡約にすることを得。

- 八、資産及負債の各科目に附すべき金額は、貸借対照表に記載すべき金額と同一たるべきものとす。但し必要ある場合には之と異りたる金額を參考として説明に加ふることを得。
- 九、附屬雛形に示さざる科目の記載方法は本準則に定むる所に準ずべし。

第二形式

- 一〇、財産目録には「財産目録」なる標題、決算日及社名を記載すべし。更に第何期末と附記するを可とす。
- 一一、財産目録は横書とし、アラビア數字を以て記載するを原則とするも、縦書として日本數字を用ふるも亦可なり。
- 一二、科目欄、摘要欄及金額欄の外に、事情に依り數量欄、單價欄、當期増減欄等を適宜設くべし。
- 一三、財産目録には資産の科目を前に、負債の科目を後に列記し、兩者の差額は之を「純財産」として負債の次に示す。「未拂込資本金」は「純財産」の次に之を記載すべし。
- 一四、資産及負債の綜合方法並に其の配列の順位は、貸借対照表に於けると同一とすべし。
- 一五、綜合科目の金額は別種の書體若くは別色を以て之を示し又は

括弧を附して之を記載し、内譯科目と區別するを可とす。

第三資産

- 一五、固定資産に付ては各種類毎に其の現在高の外、取得原價及償却累計を掲ぐべし。
- 一六、土地、建物及設備に付ては其の所在地、坪數、用途及價額を記載すべし。機械、工具及什器は用途別又は所在地別に分類して、各其の價額を記載すべし。建物、設備又は機械にして重要なものに付ては、特に品名、點數等をも併せ掲ぐるを可とす。但し複雑多岐に互る場合に於ては、詳細を内譯目録に譲り、本目録には之を一括して計上することを得。
- 一七、土地、建物、機械等は左の如く先づ所在地別に之を分ち、更に種類別に之を示すを可とす。

東京工場	土地	○○坪	原價○○圓	償却累計○○圓	○○○圓
	建物	○○坪	原價○○圓	償却累計○○圓	○○○圓
大阪工場	土地	○○○坪	原價○○○圓	償却累計○○○圓	○○○○○圓
	建物	○○○坪	原價○○○圓	償却累計○○○圓	○○○○○圓

財務諸表準則

- 一八、固定資産を用途別に分ちて貸借対照表に示したる場合に於ても、其の各分類の内譯及金額を記載すべし。固定資産を一括し、「建設費」又は「興業費」なる科目を以て貸借対照表に示したる場合に於ては、其の内容を適當に分類して示すべし。
- 一九、「特許權」、「實用新案權」、「商標權」、「營業權」等に付ては其の内容を示すべき説明を附記すべし。
- 二〇、投資に屬する「不動産」は、固定資産に屬する「不動産」と同様之を示すべし。
- 二一、「同系會社出資」及「關係會社有價證券」に付ては社名、株式數、拂込額、價額等を掲ぐべし。尙未拂込額あるものに付ては其の金額を之に附記すべし。
- 二二、「同系會社勘定」に付ては會社名、勘定の種別、金額等を示すべし。
- 二三、「有價證券」に付ては金額の外に其の種類、券面又は株式數及拂込額を記載すべし。但し其の種類多數に上るときは公債、社債及株式に大別して計上することを得。
- 二四、有價證券に付したる金額が著しく市場價格と異なる場合に於ては、其の市場價格をも附記するを可とす。
- 二五、特定資産は各科目毎に其の内容を示すことを要す。信託預金又は銀行預金には信託會社名又は銀行名を附記し、「有價證

券」は投資に属する「有價證券」(二三参照)に準じて其の詳細を示すべし。

三、作業及販賣資産に属する各科目は、主要なる種類に分ちて之を示すべし。尙此の種の資産に付ては別表として内課目録を作成し、品名、数量、單價等を記載するを可とす。

六、「賣掛金」、「未収入金」、「立替金」、「貸付金」、「受取手形」等の諸債權に付ては、主要なる種類、口數及金額を記載すべし。

七、「銀行預金」に付ては預金種別及銀行名を記載すべし。但し銀行多數に上るときは其の預金額最大なるもののみを示し、其の他は行數を示すを以て足る。

八、雜勘定に属する科目には、各其の内容を示すべき説明を附記すべし。

九、「創業費」、「開發費」、「社債發行差金及發行費」、「廣告宣傳費」、株主に配當したる「建設利息」等は、其の目的、當初の支出金額及償却累計を併せ記載すべし。

十、「差入保證金」に付ては差入先を附記し、「保證差入有價證券」に付ては差入先、證券の種類、額面等を示すべし。

十一、「保管有價證券」に付ては種類、額面、受入價額等を示すべし。

十二、「保證債務見返」、「賣渡契約未收」、「買受契約」等に付ては、其の説明及金額を摘要欄にのみ記載すべし。

第四 負債

三、「社債」及「借入金」に付ては起債額、償還済額等を附記すべし。外國貨幣を以て契約せるものに付ては其の換算金額の外國貨幣金額、換算率等を示すべし。

四、負債は擔保の有無に依り之を區別し、擔保附のものには擔保の概要を附記すべし。

五、「買掛金」、「前受金」、「未拂金」、「預り金」、「支拂手形」、「短期借入金」等に付ては、主要なる種類、口數及金額を記載すべし。

六、「銀行當座借越」は銀行別に之を記載すべし。

七、引當勘定に付ては、種別毎に引當の目的、用途等を適當なる説明を附記すべし。

八、雜勘定に属する科目に付ては、各其の内容を示すべき説明を附記すべし。

九、「保證債務」に關しては保證の種類、保證先等を明にし、其の金額は摘要欄にのみ記載すべし。「賣渡契約」及「買受契約」未拂も亦之に準ず。

第五 純財産

一、資産の總額より負債の總額を差引きたる殘額を「純財産」とす。四、「未拂込資本金」は「純財産」の次に之を記載し、株式の種類、一株の未拂込額、未拂込株數等を附記すべし。

第三號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 財産目録
〇〇工業株式會社

資 産		
固 定 資 産		4,696,500.00
土 地		763,000.00
東京市 事 業 用 200坪 價額 82,000.00		
大阪府 〃 〃 1,500 〃 〃 616,000.00		
京 城 府 工 場 豫 定 地 5,000 〃 〃 65,000.00		
建 築 物 及 設 備		1,342,200.00
東京本社 建坪37.5坪 原價 357,000.00 償却累計 125,200		
大阪工場 〃 2,565 〃 〃 1,676,600.00 〃 〃 566,200		
		691,400
機 械		2,295,000.00
大阪工場 原價 3,499,900.00 償却累計 1,204,900		
工 具 及 什 器		213,900.00
東京本社 原價 57,600.00 償却累計 30,200		
大阪工場 〃 367,300.00 〃 〃 180,800		
		211,000
特 許 權		75,800.00
〇〇關係(實施權)何口、原價 199,100.00 償却累計 123,309		
商 標 權		6,600.00
〇〇用、何口、原價 10,000.00 償却累計 3,400		
投 資		2,512,200.00
同 系 會 社 出 資		2,055,000.00
〇〇工業株式會社 株式 15,000株(額面100圓内50圓拂込) 900,000		
〇〇製作株式會社 〃 〃 16,000株(〃 50圓全額拂込) 700,000		
〇〇製作株式會社 社債 額面 455,000.00 455,000		
同 系 會 社 勘 定		321,000.00
〇〇工業株式會社會掛金 113,600		
〇〇製作株式會社貸付及假拂金 207,400		
關 係 會 社 有 價 證 券		116,000.00
〇〇株式會社 株式 1,000株(額面40圓全額拂込) 45,500		
〇〇株式會社 新株式 1,500株(〃 50圓内 27.50圓拂込) 70,500		
貸 付 金		20,200.00
何々工業所 工場財團抵當貸付金		
特 定 資 産		1,304,600.00
自家保險積立金引當預金 〇〇銀行定期預金 372,000.00		
引當勘定引當有價證券 580,000.00		
國債 額面 250,000.00 價額 242,000.00 (時價 247,500.00)		
地方債 〃 〃 370,000.00 〃 〃 337,500.00 (〃 〃 352,000.00)		
従業員預り金引當有價證券 352,600.00		
國債 額面 248,000.00 價額 223,500.00 (時價 243,000.00)		
地方債 〃 〃 152,000.00 〃 〃 179,100.00 (〃 〃 131,200.00)		
作 業 及 販 賣 資 産		3,591,400.00
原 料 及 貯 蔵 品		1,350,000.00
大阪工場在品 783,000		
〇〇倉庫會社 〇〇地倉庫寄託品 567,000		
仕 製 品 大阪工場現在高 580,000.00		
東京本社現在高 765,000		
大阪工場 在 高 440,000		

職員勤務貯金	175,000	
職工	195,000	
社債未拂金	55,500	00
預り保証金	35,000	00
未拂配當金	8,100	00
引當勘定	594,400	00
納税引當金	18,400	00
退職給與引當金	576,000	00
職員〇〇名及職工〇〇名ニ對スル分		
雜勘定	398,400	00
假受金	30,900	00
借受公債及保管公債利札代り金	7,500	
従業員俱樂部預り金	18,600	
何々	4,800	
未經過利息	1,300	00
貸付金前受利息〇〇口分		
借受有價証券	1,700,000	00
保證差人用トシテ借受、國債額面		
預り保証有價証券	216,300	00
契約保証トシテ受人高〇〇口		
偶發債務	303,000	
割引手形	253,000	
〇〇通		
同系會社	50,000	
〇〇工業株式會社銀行借入金保證		
負債合計	5,949,400	00
差引純財産	8,733,500	00
未拂込資本金	4,000,000	00
一株額面50圓、未拂込額20圓、200,000株	12,733,500	00

副製	品	大阪工場現在高	456,400	00
流動資産			2,079,500	00
實掛	金	〇〇口	821,400	00
未收	入金		153,400	00
所有公債	未收利息		68,000	
何々	〇〇口		8,400	
受取	手形	〇〇通	385,600	00
短期	貸付金		78,000	00
手形貸付	〇〇口		57,000	
證券貸付	〇〇口	(有價証券擔保)	21,000	
銀行	預金		520,500	00
當座預金	〇〇銀行	外何行	289,600	
〇〇預金	〇〇銀行		230,900	
振替	貯金	現在高	85,600	00
現金	手許現在高		35,000	00
推勘定			498,700	00
假拂	金		26,000	00
原料品	購入代金前掛		18,000	
出張	旅費前掛		4,000	
其他	何々		4,000	
未經過	保險料	火災保險料未經過分	5,400	00
貸付	有價証券		14,000	00
〇〇工業株式會社	〇〇倉庫託用	國債額面	15,000	
開發	費	何々關係開發費支出高	6,500	00
社債	發行	差金及發行費	80,600	00
總額	130,000.00		49,400	
保證	差人有價証券	〇〇倉へ契約保証差人、國債額面	150,000	
保管	有價証券	契約保証金トシテ受人保管高	216,200	00
國債		額面	78,500	
地方	債		63,700	
社債			74,000	
偶發	債務	見返	303,000	
割引	手形	見返	253,000	
保證	債務	見返	50,000	
資産	合計		14,682,900	00
長期	負債		2,870,000	00
擔保	附社債	大阪工場財團擔保	發行額	1,500,000.00
無擔保	社債		內償還額	200,000
			800,000	
借入	金		1,200,000	00
擔保	附	(物件何々)	70,000	
信用	借	〇〇口	80,000	
同系	會社	勘定	220,000	00
〇〇株式會社	買掛金		95,000	
〇〇株式會社	借入金		12,000	
短期	負債		2,086,000	00
買掛	金	原料買入代金未拂〇〇口	755,100	00
未拂	金		184,000	00
工事	費	未拂〇〇口	132,600	
特許	權	使用料未拂〇〇口	51,400	
未拂	工賃		45,000	00
支拂	手形	〇〇通	354,000	00
前受	金	〇〇口	280,000	00
従業員	預り金		370,000	00

損益計算書

第一總説

一、本準則に定むる損益計算書は株式会社が決算に際して作成すべき損益計算書に付之を定む。株式会社以外のものも亦本準則に準據すべし。

二、附屬雛形は工業（第四號表）と商業（第五號表）とに付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し損益計算書に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。

三、損益計算書は業種と規模とに依り、著しく其の内容及精粗の程度を異にするを以て、其の様式は適宜之を變更することを得。但し其の作成法は本準則の趣旨に従ふべし。

四、損益計算書は損益發生の原因に依り、之を左の如く數個の區分に分割して示すべし。但し計算簡單なるものは、其の明瞭性を害せざる限り、區分を併合し又は全く區分を設けざることを得。

(イ)工業に於ける區分

- 第一區分 製造原價計算
- 第二區分 賣上損益計算
- 第三區分 營業損益計算
- 第四區分 純損益計算

(ロ)商業に於ける區分

- 第一區分 賣上損益計算
- 第二區分 營業損益計算
- 第三區分 純損益計算

二種以上の事業を營み又は副業を營む場合に於ては、各業の損益に付前記に準ずる區分を設くるを可とす。

以上の區分は工業及商業に於ける一般的標準を示したるものにして、事業の性質と複雑性とに應じ更に多數の區分を設くるを可とする場合あるべし。

五、純損益處分計算は損益計算書の外なりと雖も、便宜上附屬雛形の一部として其の様式を示す。

第二形式

六、損益計算書には「損益計算書」なる標題、當該營業期間を示す日附及社名を記載すべし。更に第何期とするを可とす。

七、損益計算書は横書とし、アラビア數字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側に損失の科目を、右側に利益の科目を掲ぐるを原則とす。但し縦書、日本數字を用ひて上段、下段又は前部、後部に分ちたる場合に於ては、從來の慣例に隨ひ上段又は前部に利益の科目を、下段又は後部に損失の科目を記載することを得。

八、綜合科目と内課科目とを列記する場合に於て、金額欄の外に

補助欄又は内課欄を附設せざる時は、兩者を區別する爲め別種の字體又は別色を以て記載すべし。

第三 製造原價計算

九、製造原價計算は當該期間に於て完成せる製品の原價を計算表に示す區分にして、工業の損益計算書の第一區分を爲すものとす。

一〇、個別原價計算法を採用する工業に於ては、製造原價計算は左記の内容を有す。

二、「原料消費高」は當該期間に於て製造の爲め直接消費したる原料費の總額にして、其の價額は仕入代價の外運賃其の他の仕入諸費を含むものとす。但し原價計算上別に定めたる價額あるときは、其の價額に依ることを得。

主要なる原料は品目別に之を示すを可とす。

原料の轉賣額は「原料消費高」に加へず、其の賣上損益は營業損益計算の區分（第三區分）に之を計上す。但し原料を轉賣すること多き工業に在りては、賣上損益計算の區分（第二區分）に其の賣上高と賣上原料原價とを示すを可とす。

三、「工賃」とは製造作業に直接従事する者の賃銀を謂ふ。間接労働に従事する者の賃銀は之を「割掛費」とす。

四、「特別費」とは原料及工賃以外の直接費を謂ふ。例へば設計費の如し。

仕掛品繰越高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
原料消費高	3,621,000.00	副製品原價	421,000.00
工賃	1,224,000.00	仕掛品現在高	580,000.00
特別費	328,000.00		
割掛費	934,000.00		
	6,522,000.00		6,522,000.00

「原料消費高」は下の如く分ちて之を示すことを得。

原料繰越高	1,251,200.00	原料現在高	1,152,000.00
原料當期仕入高	3,521,000.00		

仕掛品繰越高	×××	製品原價	×××
原料消費高	×××	副製品原價	×××
工賃及給料	×××	仕掛品現在高	×××
減價償却	×××		
燃料費	×××		
工場雑費	×××		
	〇〇〇〇		〇〇〇〇

此の種の費用の主要なるものは、費目別に之を掲ぐるを可とす。

下受又は外注の費用は其の實情に鑑み、之を「特別費」なる科目に包含せしめ、「下受費」、「外注費」等の別科目に計上するか又は原料若しくは工賃として處理すべし。

「特別費」に屬する費用なりと雖も特に重要ならざるものは、之を「割掛費」と爲すことを得。

「割掛費」とは製品の原價を構成する間接費を謂ふ。附屬雜形には便宜之を一括して示したるも、各業種に適應する費目別に表示することを可とす。

費目は「燃料費」、「電力費」、「修繕費」、「減價償却費」、「給料及工賃」、「消耗品」等の如く種類に依り又は「動力費」、「倉庫費」、「何々工場費」等の如く機能に依りて之を分つべし。

「仕掛品現在高」は期末に存する仕掛品に係る原料、工賃、特別費及割掛費を含むものとす。但し割掛費は之を配賦せざるを可とする場合あるべし。

「仕掛品現在高」は現品に付製造の進行程度を調査し、原價計算其の他適當なる方法に依りて其の金額を算定すべし。

「仕掛品現産高」を見積るに際しては、豫想利益を加算することを得ず。但し其の完成に長年月を要する請負作業又は注文製造を行ふ場合に於て、利益の見込確實なるときは此の限に在らず。

(甲 式)

商品及積送品繰越高	892,100.00	商品及積送品売上高	2,069,800.00
仕人高	1,755,900.00	商品及積送品現在高	802,400.00
販賣費	102,900.00		
計	2,750,900.00		
売上利益	121,300.00		
	2,872,200.00		2,872,200.00

(乙 式)

売上品原價	1,948,500.00	売上高	2,069,800.00
売上利益	121,300.00		
	2,069,800.00		2,069,800.00

一六、「製品原價」とは當該期間に完成したる製品の原價合計を謂ふ。原價計算の制度無き場合に於ては、當該期間の製造費總額より「仕掛品現在高」及「副製品原價」を控除したる残額を以て製造原價と看做す。數種の製品を製造する場合に於ては種類別に其の原價を示すを可とす。

一七、「原料消費高」に原價以外の價額を用ふる場合、労働副費を豫定率に依り「工賃」に加算する場合、「割掛費」を豫定率に依り製品原價に配賦する場合等に生ずる原價計算上の差額は、營業損益計算の區分に之を計上す。

一八、綜合原價計算法を採用する工業に在りては、製造原價計算區分の損失の部は、直接費と間接費とを區別せず、上記の如く費用の種類別に記載すべし。但し重要ならざる費目は、之を一括し「工場雑費」として示すことを得。

一九、副製品が相當の價額に達するときは、之を適當に評價し、「副製品原價」として此の區分に計上し、其の売上金は製品売上金に準じ売上損益計算の區分に之を計上す。

前項の手續に依ることを要せざる場合に於ては、其の売上金を「副製品收入」として此の區分の利益に計上し、以て製品原價を減額せしむべし。但し場合に依りては「雜益」として、營業損益計算の區分に之を計上することを得。

屑、原料容器其の他の売上金は、副製品の売上金に準ず。

第四 賣上損益計算

三〇、賣上損益計算は當該期間に於ける製品、副製品又は商品の賣上に因る損益を計算表示する区分にして、工業の損益計算書の第二区分、商業の損益計算書の第一区分を爲すものとす。

三一、商業に於ける賣上損益計算の様式は、前頁の甲式又は乙式に依る。

「積送船」は商品と区分して之を計上することを得。

三二、「仕入高」及「賣上品原價」は商品の仕入代價の外に仕入諸掛、手入費等の仕入諸費を含む。仕入諸費は之を一括し又は適當に分類せる細目を以て、仕入高（又は賣上品原價）より分割し、之と並記して示すことを得。

三三、販賣員口錢、販賣員給料、旅費、廣告費、廣告宣傳費償却、荷造費、發送運賃、保険料、倉敷料、値引、割戻等の販賣費は之を一括して「販賣費」なる科目を以て又は各細目を以て別に示すべきものとす。但し前頁に掲ぐる二一の乙式に在りては、之を「賣上品原價」に加算する事を得。

販賣費と營業費との區別明瞭ならざるものは、營業損益計算の区分に之を計上することを得。

値引又は割戻は場合に依り賣上高より之を控除することを得。

二、棚卸に原因する損益は別科目を以て之を示す可とす。但し

其の屬する区分は左の例に依る。

(イ) 評價損益は臨時損益として純損益計算区分に屬す。

(ロ) 保管中に生じたる物質的減損は賣上損益計算の区分に屬す。

(ハ) 見積賣上原價と實算原價との差額は營業損益計算区分に屬す。

三五、「賣上高」に付ては確定したる賣上高のみを計上すべし。試賣、返品契約等の條件附賣上にして確定するに至らざるものは、「賣上高」に之を計上することを得ず。

積送品に付ても賣上済の分のみを「賣上高」に計上し、賣上未済の分は前項に準じて之を處理すべし。

本支店間又は部門間の商品振替高は、之を「仕入高」及「賣上高」に加算することを得ず。

三六、工業に於ける賣上損益計算は二五七頁表の様式に依る。「繰越高」、「原價」、「賣上高」及「現在高」を製品と副製品に区分して計上するも可なり。

三七、注文製造又は請負作業のみを行ふ工業に在りては、製造原價計算の区分と賣上損益計算の区分とを併合し、二五八頁表の如き様式を以て之を示すことを得。

第五 營業損益計算

三八、營業損益計算は賣上損益計算の結果を承け、製品又は商品の

第四號表

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書
至昭和〇年〇月〇〇日

〇〇工業株式會社

製造原價計算

損失	金額	利益	金額
仕掛品繰越高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
材料消費	3,621,000.00	製品原價	421,000.00
製造費	1,224,000.00	製品現在高	580,000.00
別掛	328,000.00		
特別	934,000.00		
(内減價償却 314,000.00)			
	6,522,000.00		6,522,000.00

賣上損益計算

損失	金額	利益	金額
製品及副製品繰越高	3,231,000.00	製品及副製品賣上高	9,130,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,400.00
製品及副製品賣上	2,560,000.00		
小計	9,429,000.00		
(賣上利益)	1,362,400.00		
	10,791,400.00		10,791,400.00

營業損益計算

損失	金額	利益	金額
營業費	237,000.00	利息	1,362,400.00
引當金	18,400.00	配當	23,600.00
引當金	102,000.00	式配	31,000.00
引當金	176,000.00	利息	3,000.00
引當金	10,000.00		
引當金	34,000.00		
小計	577,900.00		
(營業利益)	842,100.00		
	1,420,000.00		1,420,000.00

純損益計算

損失	金額	利益	金額
原價	164,800.00	營業利益	842,100.00
料價	15,000.00	證券	30,000.00
評定	32,500.00		
評定	36,200.00		
小計	248,500.00		
(當期純利益)	623,600.00		
	872,100.00		872,100.00

純損益處分計算

損失	金額	利益	金額
法別株	31,500.00	當期利益	623,600.00
定主	240,000.00	繰越利益	86,900.00
積配	300,000.00		
立當金	43,000.00		
(年益)	614,500.00		
小計	96,000.00		
後期繰越	710,500.00		710,900.00

(二六の様式)

製品及副製品繰上高	2,231,000.00	製品及副製品売上高	7,124,400.00
製品及副製品原価	5,942,000.00	製品及副製品現在高	3,667,400.0
販 賣 費	256,000.00		
計	9,429,000.00		
賣 上 利 益	1,362,400.00		
	10,791,400.00		10,791,400.00

三、固定資産の減価償却に付ては、製造に關するものは製造原價

三、商品、原料及製品の棚卸差損益にして製造原價計算又は賣上損益計算に計上せざるものは、此の區分に於て示すべし。但し臨時の評価損は純損益計算の區分に之を計上するを可とす。

三、固定資産の減価償却に付ては、製造に關するものは製造原價

三、「營業費」又は「總掛費」に付ては給料、旅費、交際費、諸税、固定資産減価償却の如き内譯の細目を併せ示すを可とす。

三、商品、原料及製品の棚卸差損益にして製造原價計算又は賣上損益計算に計上せざるものは、此の區分に於て示すべし。但し臨時の評価損は純損益計算の區分に之を計上するを可とす。

三、營業損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

損 失 科 目

(イ)營業費(又は總掛費) (ロ)棚卸差損 (ハ)貸倒償却 (ニ)納税引當損 (ホ)従業員退職給與引當損 (ヘ)社債差金及發行費償却 (ト)支拂利息及割引料(チ)雜損

利 益 科 目

(イ)賣上利益(賣上損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「賣上損失」として掲ぐ)

(ロ)受入手數料 (ハ)受入利息及割引料 (ニ)有價證券利息及配當金(其他の投資利益) (ホ)雜益

經常の損益に屬する前記以外の科目は此の區分に計上すべし。

第五號表

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書
至昭和〇年〇月〇〇日

〇〇商業株式會社

賣上損益計算

損 失	金 額	利 益	金 額
商品及精造品繰上高	8,921,000.00	商品及精造品売上高	20,698,000.00
仕 入 費	17,509,000.00	商品及精造品現在高	8,024,000.00
販 賣 費	1,029,000.00		
計	27,459,000.00		
〔賣上利益〕	1,213,000.00		
	28,722,000.00		28,722,000.00

營業損益計算

營業引當	951,600.00	賣上利息	1,213,000.00
稅引當	123,600.00	受入利息	46,000.00
從業員退職給與引當	25,400.00	受入利息及配當	23,000.00
支拂利息	47,800.00	有價證券利息及配當	37,500.00
支拂利息	83,600.00	雜	6,300.00
支拂利息	37,700.00		
計	1,269,700.00		
〔營業利益〕	56,300.00		
	1,326,000.00		1,326,000.00

純損益計算

創設費	5,000.00	營業引當	56,300.00
營業費	15,000.00	償却費	3,000.00
支拂利息	56,000.00	有價證券	2,700.00
支拂利息	76,000.00	計	62,000.00
支拂利息	00	〔當期純損失〕	90,000.00
計	1,200,000.00		1,200,000.00

純損益處分計算

當期純損失	90,000.00	前期繰越利益金	97,500.00
繰越利益金	7,500.00		
計	97,500.00		97,500.00

計算の区分に之を計上し、一般營業に關するものは「營業費」の一部として此の区分の損失に之を計上す。但し營業權の償却及固定資産の臨時償却の如きは、純損益計算の区分に之を示すべきものとす。

三、補助又は副營業に付特殊の部門を設けたるときは、附屬雜形に準ずる損益計算書を別に添附し、其の部門の純損益を此の区分に計上するを可とす。

第六 純損益計算

一、純損益計算は營業損益計算の結果を承け、營業に直接關係せざる損益及臨時に發生せる損益を計上し、以て當該期間の純損益を計算表示する区分にして、工業の損益計算書に於ける第四区分、商業の損益計算書に於ける第三区分を爲すものとす。

二、純損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

- 損失科目
- (イ)有價證券賣却損 (ロ)原料(又は商品)評價損 (ハ)固定資産賣却損 (ニ)固定資産評價損 (ホ)創業費償却 (ヘ)營業權償却 (ト)火災、震災其の他の偶發損失。
 - 利益科目
 - (イ)營業利益(營業損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「營業損失」の科目を掲ぐ)

(二七の様式)

原料	料	××××	高上賣品製	××××
工賃	賃	××××		
割掛	費	××××		
販賣	費	××××		
	計	××××		
賣上	利	△△△△		
	益	〇〇〇〇		〇〇〇〇

- (ロ)償却債權取立益 (ハ)有價證券賣却益 (ニ)有價證券償還益 (ホ)固定資産賣却益
- 三、特定の目的を有する引當金又は積立金を其の目的の爲め支出し、損益計算書に之を掲ぐる場合には此の計算区分に於て其の支出を損失と爲し、引當金又は積立金戻入を利益として計上すべし。

第七 純損益處分計算

- 一、當期利益金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金に合算し、之を「積立金」、「株主配當金」、「役員賞與金」、「後期繰越利益金」等に處分すべし。當期利益金が前期繰越損失金より少なるときは、其の差額を「後期繰越損失金」として示すべし。
- 二、當期損失金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金又は積立金戻入を以て之を補填すべし。
- 三、前期繰越損失金が存するときは、當期損失金を之に合算し「後期繰越損失金」として示すべし。

財産評價準則

第一總 說

- 一、本準則ニ定ムル財産ノ評價法ハ一般事業ニ對シ、定期決算ノ際ニ適用スルモノトス。鐵道、軌道、電氣ノ如キ事業ニシテ評價ニ關スル特別ノ規定アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。
- 二、本準則ニ於テハ評價ニ關スル用語ヲ左ノ如ク定ム。
 - (イ) 原價 原價トハ取得原價ヲ意味シ、該資産ヲ取得シ之ヲ營業ノ目的ニ適合セシムルニ要スル支出ノ合計ヲ謂フ。原價ハ之ヲ購買原價ト製造原價若クハ製作原價トノ二種トス。
 - (ロ) 時價 時價トハ該資産ノ所在地ニ於テ評價ヲ爲ス時ノ資産ノ價格ヲ謂ヒ、市價ノ存スルモノハ之ニ依リ、其ノ存セザルモノハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ推算ス。
 - (ハ) 帳簿價額 帳簿價額トハ評價ノ當時帳簿ニ記載サレアル金額ヲ謂ヒ、其ノ年度ニ取得シタル財産ハ原價(又ハ取引價格)

- ヲ示スヲ當トスルモ、前年度以前ノ取得ニ係ルモノハ夫々ノ事由ニ基ク適正ナル原價追加、減價償却、評價變更等ニ依リ修正セラレタルモノトス。
- 三、財産ノ種類ニ依ル評價ノ原則左ノ如シ
 - (イ) 土地ハ其ノ原價ヲ以テ之ヲ評價ス。
 - (ロ) 建物、機械、設備等ハ其ノ原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價ス。
 - (ハ) 營業權其ノ他ノ無體固定資産ハ實質空虛ナル資産ヲ殘サ、ルヤウ注意シ、其ノ原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價ス。
 - (ニ) 有價證券ハ所有ノ目的ニ依リ區別シ、引繼キ所有スルモノハ時價ヲ超エザル限リ原價ヲ以テ之ヲ評價シ、其ノ他ノモノハ時價ヲ限度トシテ適當ニ之ヲ評價ス。
 - (ホ) 原料、製品、商品等(作業資産又ハ販賣資産)ハ原價ト時價トヲ比較シ孰レカ其ノ低キヲ以テ之ヲ評價ス。
 - (ヘ) 債權ハ帳簿價額ヨリ回收不能ノ金額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス。
 - (ト) 其ノ他ノ資産ハ其ノ性質及實狀ニ照シ之ヲ評價ス。
 - (チ) 債務ハ帳簿價額ヲ以テ之ヲ評價ス。

四、評價ニ關シ問題又ハ疑問ノ存スルモノニ付テハ之ヲ消極的ニ解シ、評價ヲシテ誇張ナラシメザルコトヲ要ス。

第二 減價償却

- 五、本準則ニ於ケル減價償却トハ、固定資産ニ付其ノ耐用命數ト殘存價額トヲ測定シ、豫メ定ムル方式ニ依リ計算セル減價額ヲ營業成績ノ如何ニ拘ラズ每期繼續的ニ當該資産ノ原價ヨリ減額シ、之ヲ損費ニ計上スルコトヲ謂フ。
- 六、固定資産ノ耐用命數ハ左ノ事項ヲ考慮シテ之ヲ定ムベキモノトス。
 - (イ) 使用若クハ時ノ經過ニ因ル物質的減耗又ハ效用ノ減退
 - (ロ) 技術ノ進歩發達ニ因ル陳腐化
 - (ハ) 經濟方法又ハ經濟事情ノ變化ニ因ル利用價值ノ減耗
- 七、殘存價額トハ固定資産ノ耐用命數後ニ於ケル價額ヲ謂ヒ、用途、物件ノ種類等ヲ考慮シテ成ルベク低ク之ヲ定ムベキモノトス。
- 八、償却額ハ事業ノ性質及物件ノ種類ヲ考慮シテ、原價ヨリ殘存原價ヲ控除セル金額ヲ、耐用命數ニ均分シ每期一定額ヲ償却

スル定額法、耐用命數内ニ所定額ヲ償却シ得ルヤウ定メタル遞減法又ハ產高若クハ利用高ニ應ジテ償却スル比例法等ニ依リテ之ヲ計算スルモノトス。

第三 土地

- 九、固定資産ヲ特ニ平常以上ニ使用シタル營業期ニ於テハ、前記ノ方法ニ依リ計算セル償却額ニ割増ヲ爲スヲ可トス。
- 一〇、固定資産ハ個々ノ物件ニ付償却額ヲ計算スルヲ原則トスルモ、事業ノ性質ニ依リテハ、之ヲ一括シテ綜合的計算ヲ行フコトヲ得ベシ。
- 一一、固定資産ニ付不慮ノ災害又ハ豫期シ得ザル事情ノ變化ニ因リ、不測ノ減價ヲ生ジタルトキハ、臨時ニ之ヲ償却スベキモノトス。
- 一二、土地ハ其ノ原價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。經濟事情ノ變化其ノ他ノ原因ニ因リ、土地ノ時價ガ其ノ原價以下ニ低落シタリト認めララル、トキハ、其ノ價額ヲ切下グベキモノトス。
- 一三、土地ノ原價ハ買入直接費ニ加工費及改良費ヲ加算シタルモノトス。買入直接費ハ買入代價ノ外、仲立人手數料、所有權移轉ノ登録稅、不動産取得稅等ノ額ヲ含ム。加工費及改良費トハ、地上ゲ、地均シ、埋立、石垣、護岸、

道路、下水等ニ關スル工事費及受益者負擔金ノ類トス。但シ特殊ノ目的ヲ以テ土地ニ加ヘシ工作、例ヘバ貯水池、鑿井等ノ工事費ハ之ヲ土地ノ原價ニ加ヘズ、設備其ノ他ノ資産トシテ處理スベキモノトス。

買入代價、加工費、改良費等ニ對スル利息ハ、之ヲ原價ニ算入セザルヲ原則トス。

贈與、出資又ハ抵當流ニ因リ取得シタル土地ニ付テハ、取得當時ノ時價ヲ超エザル金額ヲ以テ其ノ原價ヲ定ム。

四、取得シタル土地ニ存在スル他人所有ノ地上物件ノ移轉費、取毀費又ハ地上權者、賃借權者等ニ補償セル金額ハ、土地ノ原價ヲ近隣地ノ時價ニ比シ不當ニ高メザル限り、之ヲ土地ノ原價ニ加算スルコトヲ妨ゲズ。

五、加工費及改良費ノ中、護岸、下水等ノ如キ減損スベキモノ、工事費、地上物件ノ移轉費取毀費等ハ之ヲ土地ノ原價ニ算入スル代リニ別科目ヲ以テ資産ニ計上シ適當ノ年數ヲ豫定シテ減價償却ヲ行フ可トス。

六、建物、樹木其ノ他附加物付ニテ取得シタル土地ノ附加物ヲ賣却シタルトキハ、其ノ純手取金額ヲ土地ノ原價ヨリ控除スベキモノトス。投資トシテ所有スル土地ヲ貸貸スルニ際シ、權利金ヲ收受シタルトキハ、其ノ金額ヲ土地ノ原價ヨリ控除スベキモノトス。

七、賣却スベキ土地ニ付テハ、買入直接費、加工費、改良費ノ外

之ヲ賣却シ得ル形態ニ至ル迄ノ一切ノ諸費用ヲ其ノ原價ニ算入スルコトヲ得。

土地ノ賣買ヲ業トスルモノハ、前項ノ外時價ヲ超エザル範圍ニ於テ實際ニ賣却スル迄ノ借入金利息及公課ヲ原價ニ算入スルコトヲ妨ゲズ。

第四 建物、機械、設備等

一、建物、機械及設備ハ其ノ原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。

經濟事情ノ變化、能率ノ低下其ノ他ノ原因ニ因リ、前項ノ價額ガ不當ニ高キニ失スルニ至リタルトキハ、之ヲ適當ニ切下グベキモノトス。

二、建物ノ原價ハ買入代價(或ハ諸負債代價)又ハ設計費、材料費、工資、監督費、建築事務費、保險料等ヨリ成ル建造費ノ外登録稅、不動産取得稅等之ヲ營業ノ用ニ供スル迄ノ諸費用ヲ含ム。但シ舊建物ノ取毀費及移轉費ハ、之ヲ新建物ノ原價ニ算入スベカラズ。

三、改造又ハ修繕ニ因リ建物、機械及設備ノ效用又ハ耐用命數ヲ增加セルトキハ、其ノ増加ノ限度ニ於テ該費用ノ一部又ハ全

部ヲ建物、機械及設備ノ價額ニ加フルコトヲ得。

二、工場ノ移轉、大規模ノ配置變更、新様式採用ニ因ル設備改善等ノ場合、不用ニ歸スベキ建物、機械、設備等ノ價額ハ短期間ニ之ヲ償却スベキモノトス。

三、建物ニ附帶セル暖房、冷房、照明、防火、通風、除塵、昇降機、衛生等ノ諸設備ハ、之ヲ建物ト區別シ短期間ニ償却スベキモノトス。

三、船舶、車輛其ノ他ノ固定資産ニシテ機械及設備ニ類スルモノハ機械及設備ニ準ジテ之ヲ評價スベキモノトス。

第五 工具、什器等

二、工具ハ現品調査ヲ行ヒ、其ノ實狀ニ照シテ適當ニ之ヲ評價スベキモノトス。但シ其ノ修繕又ハ補充ニ關スル費用ヲ損費ニ計上シテ、原價ヲ維持スル限り、原價ヲ以テ之ヲ評價スルコトヲ得。

三、什器ハ其ノ原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。但シ事業ノ性質ニ依リテハ之ヲ工具ト同様ニ評價スルコトヲ妨ゲズ。

三、設計圖、型、圖案等ニシテ特定ノ作業ニ關スルモノハ、其ノ原價ヲ當該作業ノ原價ニ算入スベキモノ、將來引續キ利用セラレベキモノハ、其ノ程度ヲ測リ之ヲ評價シテ資産ニ計上スルコトヲ得。

第六 建設費、興業費等

一、建設費又ハ興業費ノ如キ科目ヲ以テ一括シタル固定資産ハ、其ノ原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。

二、建設費ハ各物件別ニ之ヲ行フベキモノ、全部ヲ綜合シテ償却スルコトヲ妨ゲズ。

三、建設費又ハ興業費ノ原價ハ、建設ヨリ營業ノ用ニ供スル迄ノ諸費用ヲ含ム。但シ其ノ費用ニシテ營業權、水利權、特許權、鑛業權等ノ無體資産ノ取得ニ關スルモノハ、別科目ノ資産ニ之ヲ計上スルヲ可トス。

四、建設ニ關スル諸費用ニ充當セル資金ノ利息ハ、建設期間中ニ保ルモノト雖モ、之ヲ原價ニ算入セザルモノトス。但シ借入資金ニ對スル支拂利息ハ、商法第九十六條ノ規定ニ依リ株主ニ配當セル建設利息ト同様ニ之ヲ處理スルコトヲ得。

五、建設直接費以外ノ總係費ノ類ハ、之ヲ建設費又ハ興業費ノ原價ニ算入スベカラズ。但シ開業以前ニ於ケル利益ヲ控除セル總係費ノ殘額及開業後ノ増設ノ場合ニ於テ關聯費トシテ割當テラレタル金額ハ、前項ニ準ジテ之ヲ處理スルコトヲ得。

六、建設ニ關シテ收受セル補助金又ハ寄附金ノ類ハ、之ヲ利益ニ算入スベカラズ。其ノ金額ハ引當勘定ニ準ズル科目ヲ以テ之

ヲ處理スルカ又ハ之ヲ以テ建設費、興業費等ノ原價ヲ直接ニ償却スベキモノトス。建設用品、土地等ノ贈與ヲ受ケ、其ノ評價セル價額ヲ建設費、興業費等ノ原價ニ加ヘタルトキハ、其ノ金額ニ付テハ前項ノ補助金又ハ寄附金ノ收受ニ準ジテ之ヲ處理スベキモノトス。

三、用途別、所在地別等ニ固定資産ヲ分類スル場合ニ於テモ、更ニ之ヲ個々ノ物件ニ分チテ評價スルヲ原則トス。但シ事情ニ依リ建設費、興業費等ニ準ジ綜合シテ之ヲ評價スルコトヲ妨ゲズ。

第七 無體固定資産

三、營業權、特許權、實用新案權、商標權等ノ無體固定資産ハ、有償取得ノ場合ニ限り之ヲ資産ニ計上シ、其ノ原價ヨリ適當ナル方法ニ依リ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。

三、無體固定資産ノ原價ハ買入代價ノ外取得ニ關スル諸費用ヲ含ム。

三、特許權、實用新案權ノ如キ法定期間アルモノノ償却ハ、法定期間ヲ限度トシ、中途廢棄ノ場合ヲモ考慮シテ、之ヲ行フベキモノトス。特許實施權ニ付テハ其ノ契約期間ヲ限度トシ、上記ノ方法ニ依ルモノトス。

水利權、鑛業權等ハ事業ノ性質ニ依リ、其ノ利用期間ヲ豫定

シテ償却スベキモノトス。

營業權ハ營業引繼ニ因リ收メ得ベキ利益ノ存續期間ヲ豫測シテ、成ルベク短期間ニ之ヲ償却スベキモノトス。

三、地上權、借地權ヲ建物ト區別シ得ルトキハ、之ヲ別科目ノ無體固定資産トシテ示シ、存續期間、建物ノ耐用命數等ヲ考慮シテ之ヲ償却スルヲ可トス。

三、無體固定資産ノ帳簿價額ガ、其ノ収益力ニ比シ高キニ失スルニ至リタルトキハ、収益力ニ相當スル金額迄之ヲ臨時ニ償却スベキモノトス。

第八 有價證券

三、有價證券ハ事業ノ性質、所有ノ目的ニ依リ、次ノ如ク之ヲ評價ス。

(イ) 同系會社及關係會社等經營ノ目的ヲ以テ所有スル株式及社債ハ原價ト市價トヲ比較シ孰レカ其ノ低キヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。

市價ナキモノハ原價ヲ以テ評價スベキモノ、其ノ會社ノ實質内容ノ低下シタルトキハ、價額ノ切下ヲ行フベキモノトス。

(ロ) 證券業者其ノ他ニ於テ、賣却ヲ目的トシテ所有スル有價證券ハ、市價ヲ超エザル範圍ニ於テ適當ニ之ヲ評價ス。

(ハ) 其ノ他ノモノハ帳簿價額ト市價トヲ比較シ孰レカ其ノ低キヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。但シ多種類ノ有價證券ヲ所

有スルトキハ或種ノ有價證券ニ付生ゼル評價損ヲ價フ意味ヲ以テ、他種ノ有價證券ヲ市價ヲ超エザル範圍ニ於テ價格引上ヲ行フコトヲ得。

國債ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ、昭和七年法律第十六號ニ依リテ之ヲ評價スルコトヲ得。

有價證券ノ原價トハ買入代價又ハ拂込金額ヲ謂ヒ、市價トハ取引所其ノ他公ノ市場ニ於テ公表セラル、價格ヲ謂フ。

決算日ノ屬スル月ノ平均概算價格ガ、決算日ニ於ケル市價ニ比シ低キトキハ、前者ヲ以テ決算當時ニ於ケル市價ト爲スコトヲ得。

三、市價ノ公表ナキ有價證券ニ付テハ、便宜次ノ如キ方法ニ依リテ計算セルモノヲ其ノ市價ト看做ス。

(イ) 地方債ニ付テハ最近ノ賣買價格、類似證券ノ市價等ヲ參酌シテ之ヲ定ム。

(ロ) 社債ニ付テハ前號ノ外擔保ノ内容、發行者ノ信用狀態、其ノ實質等ヲ參酌シテ之ヲ定ム。

(ハ) 株式ニ付テハ當該會社ノ純財産ニ依ル實質ヲ基礎トシ、更ニ最近ノ賣買價格、收益率、配當率等ヲ參酌シテ之ヲ定ム。

第九 原料、製品、商品等

四〇、原料、貯藏品、製品、半製品(中間製品)、仕掛品、半成作業、商品等ハ其ノ原價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。但シ時價

ガ其ノ原價ヨリ低キトキハ、時價ヲ以テ之ヲ評價スベキモノトス。

二、原料、貯藏品及商品ノ原價ハ、買入代價ノ外取得ニ關スル諸費用ヲ含ム。

三、製品及半製品(中間製品)ノ原價トハ、原料費、工賃其ノ他ノ製造ニ關スル諸費用ヲ含ミタル製造原價ヲ謂ヒ、原價計算ニ依リテ之ヲ定ムベキモノトス。

三、原料、貯藏品、製品、商品等ノ時價ハ、取引所其ノ他公ノ市場ニ於ケル公定價格又ハ信頼スベキ報告ニ依ル當時ノ賣買價格ヲ標準トシテ之ヲ定ム。

製品及半製品(中間製品)ニ付據ルベキ時價ヲ求メ得ザルトキハ、原料、工賃等ノ時價ニ基キテ計算セル價額ヲ其ノ時價ト看做ス。

四、副製品又ハ副産物ニシテ製品ニ準ジテ評價シ難キモノハ、業種ニ應ジ適當ナル方法ニ依ル推定原價ヲ以テ之ヲ評價ス。但シ其ノ儘又ハ加工ノ上販賣スルモノハ、其ノ販賣時價ヨリ販賣費又ハ加工費及販賣費等ヲ控除セル價額ヲ以テ之ヲ評價スルコトヲ得。

四一、仕掛品及半成作業ハ原價計算ニ依ル製造原價ヲ以テ之ヲ評價ス。但シ原料、工賃等ノ時價ガ著シク低落シタルトキハ、之ニ依リ算定シタル價額ヲ以テ評價スベキモノトス。

四二、製作期間ガ長期ニ互ル特殊ノ事業ニ於テ、注文又ハ請負ニ依

- ル半成作業ハ、其ノ作業ガ相當ニ進行シ且完成引渡ニ依リ、利益ヲ得ベキ見込確實ナル場合ニ限り豫想利益ノ一部分ヲ原價ニ加算シテ之ヲ評價スルコトヲ妨ゲズ。但シ完成引渡ニ依リ損失ノ生ズル虞アルトキハ、原價ヲ切下ゲテ之ヲ評價スベキモノトス。
- 積送品ハ積送原價ヲ以テ之ヲ評價ス。但シ積送先ニ於ケル時價ガ積送原價ヨリ低キトキハ、之ニ依リテ評價スベキモノトス。
- 積送原價トハ當該商品又ハ製品ノ原價ニ積送ニ關スル諸費用ヲ加算シタルモノトス。
- 以上ニ列舉セシ各資産ニ付テハ、必ズ現品棚卸ヲ行ヒ、死蔵、變質、破損等ニ因ル損失ニ對シ適當ニ價額ノ切下ゲヲ行フベキモノトス。

第十債 權

- 賣掛金、受取手形、未収入金、各種貸付金等ノ債權ハ、契約金額(帳簿價額)ニ對シ回收ノ確實性ヲ考慮シテ次ノ如ク之ヲ評價ス。
 - (イ) 全然回收ノ見込ナキモノハ之ヲ切捨ツ。
 - (ロ) 回收不確實ナルモノハ回收不能ノ程度ヲ測リ又回收ニ費用ヲ要スベキモノハ回收費ヲ見積リテ之ヲ切下ゲ。
- 債權ハ各口ニ付個別的ニ前項ノ如ク評價スルヲ原則トスル

第十一 雜 勘 定

- 年賦又ハ月賦償還ニ依ル債權ハ、其ノ期限、利息ノ有無及其ノ利率ニ應ジ、現在價額ヲ算定シテ之ヲ評價スルヲ原則トス。
- 假拂金、前渡金、立替金ノ如キ假勘定ニ屬スル債權ハ、決算日ニ於ケル帳簿價額ヨリ損費ニ歸スベキモノアルトキハ、之ヲ控除シタルモノヲ以テ評價ス。
- 期間ニ比例スル損費ノ前拂額、例ヘバ未經過保險料、未經過割引料ノ如キハ、其ノ未經過期間ニ割當テラレタル金額ヲ以テ之ヲ評價ス。
- 社債發行差金及發行費ヲ繰延ベタルトキハ、社債ノ期間ニ分割シ毎期償却シタル殘額ヲ以テ之ヲ評價ス。
- 社債ヲ期限前ニ償還シタルトキハ、償還社債ニ相當スル社債發行差金及發行費ノ未償却殘高ヲ、直ニ償却スベキモノトス。但シ借換ニ依ル償還ノトキハ、舊社債ニ對スル發行差金及發行費ノ未償却殘高ヲ、新社債ノ利息ヲ超エザル限度ニ於

- テ、新社債ノ發行差金及發行費ニ加算スルコトヲ得。
- 株主ニ配當シタル建設利息ハ、開業後年六分ヲ超ユル利益配當ヲ行ヒ得ルニ至リタル場合ニ於テ、之ヲ超過スル利益ヲ以テ成ルベク速ニ償却スベキモノトス。
- 開發費ハ其ノ内容ヲ檢シ、損失ニ屬スル分ハ之ヲ償却スベキモノトス。
- 廣告宣傳費ハ其ノ支出ノ效果ガ次期以後ニ繼續スルヲ理由トシテ繰延ベラレタルトキハ效果ノ殘存スル程度ヲ慎重ニ見積リ之ヲ評價スベキモノトス。但シ設備又ハ雜品トシテ殘存スル場合ニ於テハ、固定資産又ハ貯藏品ニ準ジテ之ヲ評價スルコトヲ得。
- 創業費ハ開業後三年以内ニ於テ、成ルベク速ニ之ヲ償却スベキモノトス。
- 貸付有價證券及保證差入有價證券ハ、三七ニ定ムル所ニ依リ之ヲ評價ス。

第十二 外國貨幣ニ依ル資産及負債

- 外國貨幣ニ依ル資産ハ、之ヲ邦貨ニ換算シテ評價スベキモノトス。
- 外國貨幣ヲ額面トスル有價證券ハ、次ノ如ク之ヲ評價ス。
- (イ) 内地ニ於テ市價アルモノニ付テハ三七ヲ適用ス。
- (ロ) 其ノ他ノモノハ發行地ニ於ケル市價ヲ、決算日ノ爲替相場ヲ以テ換算シタル額ヲ時價ト看做シ、之ヲ其ノ帳簿價額ト比較シ孰レカソノ低キヲ以テ評價ス。
- (ハ) 内外市價共ニナキモノニ執テハ、三九ノ規定ヲ準用シテ外貨ニ依ル評價ヲ行ヒ、之ヲ決算日ノ爲替相場ヲ以テ換算シタル額ヲ時價ト看做シ、之ヲ其ノ帳簿價額ト比較シ孰レカソノ低キヲ以テ評價ス。
- (ニ) 出資ノ性質ヲ有スルモノハ、其ノ原價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トスルモ、其ノ事業ノ内容惡化シタルトキ又ハ其ノ國ノ貨幣價值ガ著シク低落シタルトキハ、其ノ價額ヲ切下グルカ又ハ之ニ應ズル引當金ヲ設クベキモノトス。
- 外國貨幣ヲ以テスル銀行預金、賣掛金、貸付金等ノ短期債權ハ、其ノ帳簿價額ト決算日ノ爲替相場ヲ以テ換算シタル金額トヲ比較シ、孰レカ其ノ低キヲ以テ之ヲ評價ス。
- 外國貨幣ニ依ル長期債權ハ、其ノ原價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。但シ其ノ國ノ貨幣價值ノ低落其ノ他ノ事情ニ因リ、損失ノ豫想セラレ、場合ニ於テハ、適宜價額ヲ切下グルカ又ハ之ニ應ズル引當金ヲ設クベキモノトス。
- 外國ニ於テ所有スル土地ハ其ノ原價ヲ以テ、其ノ他ノ固定資産ハ其ノ原價ヨリ、減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。但シ其ノ國ノ貨幣價值ノ著シク低落其ノ他ノ事情ニ因リ其ノ價額ガ高キニ失スルニ至リタルトキハ、適當ニ價額ヲ切下グベキモノトス。

出資金ノ評價ニ付テハ六〇ノ(ニ)ヲ準用ス。

六、外國貨幣ニ依ル短期負債ハ、之ヲ決算日ノ爲替相場ヲ以テ邦貨ニ換算スベキモノトス。但シ其ノ換算額ガ帳簿價額ニ比シ低キトキハ、帳簿價額ヲ以テ之ヲ計上スルヲ可トス。

七、外國貨幣ニ依ル社債其ノ他ノ長期負債ハ、起債當時ノ爲替相場ニ依ル換算額ヲ以テ引續キ之ヲ計上スルヲ原則トス。但シ次年度中ニ償還スベキ金額ニ付テハ、短期負債ニ準ジテ之ヲ計算スルヲ可トス。外國貨幣ガ繼續的ニ騰貴シ、低落ノ豫想セラレザルトキハ、償還ニ際シテ生ズベキ損失ヲ填補スルニ足ル積立金ヲ蓄積スルヲ可トス。

八、外國ニ於ケル支店又ハ出張所ノ有スル資産及負債ヲ本店勘定ニ綜合スル場合ハ、決算日ノ爲替相場ヲ基礎トスル一律ノ換算率ヲ以テ之ヲ邦價ニ換算スルコトヲ得。但シ本支店及各店間ノ貸借金額ノ差額ガ貸方ニ生ジタル場合ハ、之ヲ「爲替換算差金」トシテ綜合貸借對照表中ノ雜勘定ニ計上スベシ。

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

第一章 貸借對照表準則

第一節 總 說

一、貸借對照表準則ノ目的
貸借對照表準則ハ軍需品工場事業場検査令第五條ニ依リ軍需品工場事業場ノ事業主ノ提出スベキ貸借對照表ニ付キテ定ム本準則ニ定ムル貸借對照表ハ商法第二十六條ノ規定ニ依リ決算ニ際シテ作成スベキ貸借對照表ト同一ナルヲ要セズ

二、貸借對照表雛形
附屬様式第一號ハ軍需品會社ニ一般的ニ適用サルベキ貸借對照表ノ雛形ヲ示ス
附屬様式ハ各種ノ軍需品會社ニ適用スルノ便宜ヲ考慮シテ原理的ニ定メタル貸借對照表雛形ナルヲ以テ各業種ニ具體的ニ適用スルニ當リテハ業種ノ特性ヲ考慮シテ關係官衙ノ長ノ認可ヲ受ケ適當ニ變更ヲ加フルコトヲ得
會社ガ數箇ノ事業又ハ數箇ノ獨立ノ工場ヲ有スル場合ニハ附屬様式ニ示ス如ク各事業(又ハ各工場)別及本社貸借對照表ヲ作成シ且ツ其ノ綜合タル會社全體ノ貸借對照表ヲ作成スルモノトス

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

本準則ニ定ムル貸借對照表ハ原則トシテ三箇月毎ニ作成スルモノトス

三、貸借對照表ノ借方及貸方

貸借對照表ノ科目ハ資産、負債及資本ノ三種ニ大別シ資産ハ概ネ經營資産ト經營外資産ニ分ツ
借方ニハ資産ノ科目ヲ記載シ貸方ニハ負債及資本ノ科目ヲ記載スルモノトス
科目ノ配列ニ付キテハ經營資産ハ固定のモノヨリ漸次流動的ノモノニ及ビ負債ハ長期負債ヨリ短期負債ニ及ブ固定性配列法ニ依ルヲ原則トス

第二節 資 産

四、資産ノ概念及分類

資産トハ事業ノ所有スル有形無形ノ價値物ヲ謂フ
資産ハ之ヲ經營資産、經營外資産ニ大別ス

第一款 經營資産

五、經營資産ノ概念及分類

經營資産トハ事業本來ノ目的タル製品ノ製造及販賣ニ現實ニ

運用サレアル資産ヲ謂フ經營資産ハ之ヲ固定資産ト流動資産ニ分ツ

第一項 固定資産

六、固定資産ノ概念

固定資産トハ經營ニ活動スル資産ニシテ長期ニ互リ同一形態ヲ以テ營業ノ用ニ供セラルル資産ヲ謂フ
目的ガ投資ニ在ル資産ハ長期間之ヲ所有スルモノト雖モ之ヲ固定資産ヨリ除外ス

七、固定資産ノ分類

固定資産ハ其ノ形態ニ依リテ之ヲ有形固定資産ト無形固定資産ニ分ツ

有形固定資産トハ具體的ニ指示サレ得ル存在形態ヲ有スル固定資産ヲ謂ヒ之ヲ左ノ如ク分ツ

- (イ) 土地
- (ロ) 建物及建物附屬設備
- (ハ) 構築物
- (ニ) 機械及装置
- (ホ) 運搬設備及運搬具
- (ヘ) 工具
- (ト) 型
- (チ) 備品

無形固定資産トハ其ノ存在形態ガ具體的ニ指示サレザルモ利益ノ源泉トシテ經營上長期ニ互リ效果ヲ齎ス製造、管理又ハ販賣上ノ組織ノ價值ヲ謂ヒ通常之ヲ左ノ如ク分ツ

1 権利タル無形固定資産

- (イ) 特許權
- (ロ) 實用新案權
- (ハ) 意匠權
- (ニ) 鑛業權
- (ホ) 水利權
- (ヘ) 地上權
- (ト) 商標權

九、土地

第一目 有形固定資産

土地ハ其ノ取得原價ヲ以テ評價ス

經濟事情ノ變化其ノ他ノ原因ニ因リ、土地ノ時價ガ其ノ取得原價以下ニ著シク低落シ、其ノ低落ガ長期ニ互ルモノト認めラルトキハ、特別償却ニ依リ其ノ價額ヲ切下グルモノトス

土地ノ取得原價ハ買入直接費ニ加工費及改良費ヲ加算シタルモノトス。買入直接費ハ買入代價ノ外、仲立入手數料、所有權移轉ノ登録税、不動産取得税等ヲ含ム。加工費及改良費ト

ハ地上ゲ、地均シ、埋立、石垣、護岸、通路、下水等ニ關スル工事費ヲ謂フ

土地ノ取得ニ際シテ他人所有ノ地上物件ノ移轉費、取毀費又ハ地上權者ニ補償セル金額ハ之ヲ土地ノ原價ニ算入スルコトヲ得

買入代價、加工費、改良費等ニ對スル利息ハ之ヲ土地ノ原價ニ算入セザルモノトス

建物、樹木其ノ他附加物附ニテ取得シタル土地ノ附加物ヲ賣却シタルトキハ其ノ純手取金額ヲ土地ノ原價ヨリ控除スルモノトス

10、建物、建物附屬設備及構築物

建物ハ其ノ取得原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ評價ス

經濟事情ノ變化其ノ他ノ原因ニ因リ建物ノ價額ガ不當ニ高キニ失スルニ至リタル場合ニハ特別償却ニ依リ其ノ價額ヲ切下グルモノトス

建物ノ取得原價ハ買入代價又ハ請負代價若ハ設計費、材料費、賃金、監督費、建築事務費、保険料等ヨリ成ル建造、費ノ外、登録税、不動産取得税及利用以前ニ行ヘル修繕費、模様替費等ヲ含ムモノトス。但シ舊建物ノ取毀費及移轉費ハ之ヲ新建物ノ取得原價ニ算入セザルモノトス
建物ノ減價償却ニ付キテハ陸軍軍需品工場事業場原價計算要

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

2 事實關係タル無形固定資産

- (イ) 創業費
- (ロ) 社債發行費
- (ハ) 暖簾(營業權又ハ老舖權)
- (ニ) 試驗研究費、試作費

八、固定資産ノ表示

固定資産ハ前條ノ分類ニ從ヒ種類別ニ表示スルヲ要シ一括シテ綜合的ニ記載セザルモノトス

固定資産ノ價額ニ付キテハ各種類毎ニ其ノ原價、償却累計及現在高ヲ掲ゲ原價ヨリ償却累計ヲ直接ニ控除スル形式ヲ以テ其ノ價額ヲ表示スルモノトス

固定資産ニシテ償却済ノモノ又ハ無償ニテ取得シタルモノハ之ヲ摘要欄ニ附記スルヲ要ス

綱(以下原價計算要綱ト稱ス)ニ定ムル所ニ依ル

改造又ハ修繕ニ因リ建物ノ效用又ハ耐用命數ヲ著シク増加セラルトキハ其ノ増加ノ限度ニ於テ該費用ノ一部又ハ全部ヲ建物ノ價額ニ加フルモノトス

暖房、冷房、消火、通風、給水、排水設備、煙突等ノ建物附屬設備及船渠、橋梁、岸壁、棧橋、坑道、軌道等ノ構築物ノ評價ハ建物ニ準ズ

二、機械及装置

機械及装置ハ其ノ取得原價ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ評價ス

經濟事情ノ變化其ノ他ノ原因ニ因リ其ノ價額ガ不當ニ高キニ失スルニ至リタル場合ニハ特別償却ニ依リ其ノ價額ヲ切下グルモノトス

機械及装置ノ原價ハ買入代價又ハ製作原價ノ外、運搬費、据付費等ノ附帶費用ヲ含ム

但シ製作原價ガ市場價格ヨリ高價ナルトキハ之ヲ市場價格迄引下グルモノトス

機械及装置ノ減價償却ニ付テハ原價計算要綱ニ定ムル所ニ依ル
改造又ハ修繕ニ因リ機械及装置ノ效用又ハ耐用命數ヲ著シク増加セラルトキハ其ノ増加ノ限度ニ於テ該費用ノ一部又ハ全部ヲ機械及装置ノ價額ニ加フルモノトス

機械及装置ノ配置變更ニ要スル費用ハ其ノ價額ニ加ヘザルヲ原則トス

運搬設備及運搬具ノ評價ハ機械及装置ニ準ズ

三、工具、型、備品
備品及耐用命數一箇年以上ノ工具ノ評價ハ機械及装置ニ準ズ

型ニシテ數次使用ニ耐フルモノハ其ノ原價ヲ以テ資産ニ計上シ適當ノ期間内ニ償却スルモノトス

工具、型、備品等ハ適時現品調査ヲ行ヒ廢棄、不足等ニ付キ整理スルモノトス

第二目 無形固定資産

一三、無形固定資産ノ概念
無形固定資産ハ有價的ニ取得シタル場合ニ限リ之ヲ資産ニ計上シ其ノ原價ヨリ原價計費要綱ノ定ムル方法其ノ他適當ナル方法ニ依リ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ評價ス

無形固定資産ノ原價ハ繼受の有價取得即チ第三者ヨリ有價的ニ讓受ケタル場合ニハ買入代價ノ外、取得ニ關スル諸費用ヲ含ミ原始的有價取得即チ原始的ニ特別ノ費用ノ支出ヲ以テ創設又ハ獲得シタル場合ニハ之ニ要シタル諸費用ヲ含ムモノトス

一四、權利タル無形固定資産

權利タル無形固定資産ハ其ノ繼受の取得原價又ハ原始的取得原價ヨリ減價償却額ヲ控除シタル價額ヲ以テ評價ス

特許權、實用新案權ノ如キ法定期間アルモノノ減價償却ハ法定期間ヲ基準トシテ行フモノトス

水利權、鑛業權等ハ事業ノ性質ニ依リ其ノ利用ノ期間ヲ豫定シテ償却スルモノトス

一五、創業費

創業費トハ商法第二百二十二條第五號ノ規定ニ依ル會社ノ設立費ヲ謂フ

創業費ハ適當ノ期間ニ償却シ每期償却シタル殘高ヲ以テ評價ス

一六、社債發行費

社債ノ發行ニ要スル諸費用ハ社債發行費ナル科目ヲ以テ繰延ベ資産ニ計上スルモノトス社債發行費ハ社債ノ期間ニ分割シ每期償却シタル殘高ヲ以テ評價ス

社債ノ期限前ニ償還シタルトキハ償還社債ニ相當スル社債發行費ノ未償却殘高ヲ臨時償却スルモノトス

一七、暖簾、商標權

暖簾(又ハ營業權若ハ老舖權)、商標權ハ其ノ取得原價ヲ以テ資産ニ計上シ之ニ因リテ收メ得ベキ超過利益ノ存續期間ヲ豫測シテ償却スルモノトス

暖簾(又ハ營業權若ハ老舖權)、商標權ノ帳簿價額ガ其ノ收益

力ニ比シ高キニ失スルニ至リタルトキハ收益力ニ相當スル金額迄之ヲ特別償却スルモノトス

一八、試験研究費及試作費

新技術採用ノ爲ノ準備トシテ支出シタル特定ノ試験研究費及試作費ハ新技術ノ實施ニ至ル迄ハ之ヲ經營外資産トシテ繰延ベ新技術ノ實施ト共ニ經營資産ニ振替フ

試験研究費ハ之ニ依リテ特許權ヲ獲得シタル場合ニハ特許權ナル科目ト爲ス

經營資産タル試験研究費及試作費ハ研究成果ノ有効期間ヲ豫定シテ適當ニ減價償却ヲ行フモノトス

第二項 流動資産

一九、流動資産ノ概念及分類

流動資産トハ經營ニ活動スル資産ニシテ短期間ニ他ノ形態ノ資産ニ轉化スベキ性質ヲ有スル資産ヲ謂フ

流動資産ハ之ヲ左ノ如ク分ツ

一〇、棚卸資産

(イ) 棚卸資産 (ロ) 當座資産 (ハ) 前拂費用 (ニ) 假拂金

棚卸資産 (又ハ作業及販賣資産) トハ製造及販賣ニ依リテ短期間ニ資金ニ轉化スベキ性質ヲ有スル資産ヲ謂ヒ其ノ評價ガ棚卸ニ依リテ行ハルルヲ以テ棚卸資産ト稱セラル

棚卸資産ハ製造工業ニアリテハ之ヲ左ノ如ク分ツ

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

(イ) 材料 (ロ) 仕掛品 (ハ) 半製品 (ニ) 製品 (ホ) 副産物 (ヘ) 仕損品 (ト) 作業屑

材料、仕掛品、半製品、製品及仕損品等ハ其ノ原價ヲ以テ評價スルヲ原則トス。但シ材料、半製品及製品ハ其ノ時價ガ原價ヨリ著シク低キトキハ時價ヲ以テ評價スルモノトス

材料ノ原價ハ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、荷役費、保險料、關稅等買入ニ要シタル引取費用ヲ加算シタルモノトス

仕掛品、半製品、製品及仕損品ノ原價ハ材料費、賃金其ノ他製造ニ關スル諸費用ヲ含ミタル製造原價ヲ謂ヒ原價計算ニ依リテ之ヲ定ムルモノトス

材料、半製品及製品ノ時價ハ取引所其ノ他公ノ市場ニ於ケル公定價格又ハ信賴スベキ報告ニ依ル當時ノ賣買價格ヲ標準トシテ之ヲ定ム

副産物、作業屑ハ事情ニ應ジ適當ナル方法ニ依ル推定原價ヲ以テ評價ス。但シ其ノ儘又ハ加工ノ上販賣スルモノハ其ノ販賣時價ヨリ販賣費又ハ加工費及販賣費ヲ控除セル價額ヲ以テ評價ス

棚卸資産ニ付キテハ適時現品棚卸ヲ行ヒ死蔵、變質、破損等ニ因ル損失ニ對シ適當ニ價額ノ切下ゲヲ行フモノトス

二〇、當座資産

當座資産トハ現金又ハ直チニ現金ニ變換シ得ル性質ノ資産ヲ謂ヒ之ヲ左ノ如ク分ツ

(イ)同系會社勘定 (ロ)賣上債權 (ハ)其ノ他ノ營業債權 (ニ)有價證券 (ホ)支拂手段

1 同系會社勘定
同系會社勘定トハ同系會社ヘノ短期貸付金、賣上債權ヲ謂フ

2 賣上債權及其ノ他ノ營業債權
賣上債權トハ製品ヲ同系會社以外ノ一般得意先ニ販賣シテ得タル賣上代金ニ對スル手形上及帳簿上ノ債權ヲ謂ヒ受取手形、受取勘定(得意先勘定、賣掛金)トス
其ノ他ノ營業債權トハ償還期限一年以内ノ營業ニ關スル債權ヲ謂ヒ未收利息、得意先立替金、仕入先前拂代金、下請工場前拂代金、代理店貸、重役立替金、従業員貸付及立替金等トス
重役立替金ハ經營上必要ナル短期ノ立替金ニ限リ當座資産トス

賣上債權及其ノ他ノ營業債權ハ帳簿價額ニ對シ回收ノ確實性ヲ考慮シテ之ヲ左ノ如ク評價ス

(イ) 全然回收ノ見込ナキモノハ之ヲ切捨ツ

(ロ) 回收不確實ナルモノハ回收不能ノ程度ヲ測リ又回收ニ費用ヲ要スベキモノハ回收費用見積リテ之ヲ切下グ

債權ハ各口ニ付キ個別的ニ前項ノ如ク評價スルヲ原則トスルモ賣掛金ノ如ク口數多數ニ上ルモノハ其ノ事業ノ過去ノ実績ニ依リ平均回收率ヲ算定シ之ニ基キテ評價スルコトヲ妨グズ
債權ノ價額ハ其ノ帳簿價額ヨリ切捨又ハ切下額ヲ直接ニ控除ス

スル形式ヲ以テ表示スルモノトス

3 有價證券
當座資産ニ屬スル有價證券ハ遊資ノ一時的利殖ヲ目的トシテ保有スル公債、社債、株式等ヲ謂ヒ必要アル場合直チニ換金シ得ベキモノトス
有價證券ハ決算時ニ於ケル市場價格ヲ以テ評價ス

4 支拂手段
支拂手段ハ定期預金、當座預金、振替貯金、現金トス

三、前拂費用
前拂費用トハ次ノ營業年度ニ屬スベキ費用ノ前拂、即チ次ノ年度ニ於テ受取ルベキ利益ノ前拂ヲ謂ヒ前拂保險料、前拂地代、前拂割引料等トス
金額少ニシテ且ツ重要ナラザル諸前拂費用ハ之ヲ一括シテ前拂費用ナル科目ヲ以テ示スコトヲ得

三、假拂金
假拂金(又ハ假渡金)ハ歸屬スベキ科目ノ未定ナル支拂金、歸屬スベキ科目ハ決定セルモ金額ノ未定ナル支拂ニ對スル内拂金等ヲ示ス
假拂金ハ其ノ科目又ハ金額確定シタルトキハ直チニ之ヲ適當ナル科目ニ振替ヘ整理スルモノトス
特殊ノ目的ヲ以テ爲シタル假拂金ニハ其ノ目的ヲ附記シ何々假拂金ナル科目ヲ以テ之ヲ示スコトヲ得

貸付金ノ性質ヲ有スルモノハ之ヲ假拂金ト爲スコトヲ得ズ

第二款 經營外資産

二四、經營外資産ノ概念及分類

經營外資産トハ事業本來ノ目的タル製品ノ製造及販賣ニ現ラズニ運用サレアラザル資産ヲ謂フ

經營外資産ハ之ヲ擴張資産、投資資産、特定資産ニ大別ス

二五、擴張資産

擴張資産トハ將來ノ經營擴張ノ爲ニ保有シ又ハ建設中ニ係ル特定ノ資産ヲ謂ヒ擴張用ノ土地、建物、構築物、機械及裝置、建築用材料、特許權、礦業權、水利權、建設費、試驗研究費等ノ如シ

擴張用ノ土地、建物、構築物、機械及裝置、建築用材料、特許權、礦業權、水利權ハ原價ヲ以テ評價ス

建設中ノ設備ニシテ事業ノ性質ニ依リ種類別ニ計上シ難キ場合ニハ之ヲ一括シテ建設ヨリ營業ノ用ニ供スルニ至ル迄ノ諸費用ヲ合メタルモノヲ建設費、興業費ナル科目ヲ以テ示スコトヲ得。建設費、興業費ハ建設工事を完了ト共ニ土地、建物、機械等ノ各物件ニ割當テ各物件ノ原價ヲ算出シ物件別ニ表示スルモノトス

建設中ニ係ル資産及建設ニ關スル諸費用ニ充當セル資本ノ利息ハ其ノ資本ガ借入資本ナルコト明カナル場合ニ限り之ニ對

二六、投資資産ノ概念及分類

擴張資産ニ付キテハ減價償却ヲ行ハザルヲ原則トス

投資資産トハ事業ノ所有スル資産ナルモ事業本來ノ目的ニ非ズシテ利殖又ハ事業統制其ノ他ノ目的ヲ以テ長期ニ互リテ所有スル資産ヲ謂フ

投資資産ハ之ヲ左ノ如ク分ツ

二七、不動産

投資ヲ目的トスル土地、建物ハ之ヲ投資ニ屬スル不動産トス。所有セル建物ニ付キ一部ヲ營業ニ使用シ他ヲ貸付スルガ如キ場合ニ於テハ事情ニ依リ之ヲ固定資産ト投資資産ニ分ツ。投資ニ屬スル不動産ノ評價ハ固定資産タル土地、建物ニ準ズ

(イ)不動産 (ロ)同系會社株式 (ハ)同系會社社債 (ニ)同系會社長期貨付 (ホ)關係會社株式 (ヘ)關係會社社債 (ト)關係會社長期貨付 (チ)何々出資金 (リ)長期貸付金 (ヌ)重役立替金 (ル)投資有價證券 (ヲ)金錢信託

三六、同系會社及關係會社投資

同系會社トハ資本及支配ノ系統ヲ同ジタル會社ヲ謂ヒ通俗ニ親會社、子會社、姊妹會社等ト呼ブモノ之ニ當ル同系會社ノ株式、社債ハ同系會社株式、同系會社社債ナル科目ヲ以テ示シ同系會社ニ對スル長期貸付ハ同系會社貸付ナル科目ヲ以テ示スモノトス

取引關係ノ便宜上所有スル會社ノ株式、社債ハ關係會社株式、關係會社社債ナル科目ヲ以テ示シ關係會社ニ對スル長期貸付ハ關係會社貸付ナル科目ヲ以テ示スモノトス

同系會社及關係會社株式、社債ハ原價ト市價トヲ比較シ孰レカ其ノ低キヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス。原價トハ買入代價又ハ拂込金額ヲ謂ヒ市價トハ取引所其ノ他公ノ市場ニ於テ公表セラルル價格ヲ謂フ。市價ナキモノハ原價ヲ以テ評價スベキモ其ノ會社ノ實質内容ノ低下シタルトキハ價額ノ切下ゲヲ行フモノトス

同系會社及關係會社以外ノ個人又ハ組合ノ事業若ハ合資會社ニ對スル出資金ハ同系事業出資金ト其ノ他出資金ニ區別シテ示スモノトス

三九、長期貸付、重役立替金

長期貸付ハ同系會社及關係會社以外ノ者ニ對スル長期貸付ヲ謂ヒ重役立替金ハ經營本來ノ目的以外ノ目的ノ爲ニ重役ニ對シテ爲サレタル立替金ヲ謂フ

三、投資有價證券

同系會社及關係會社以外ノ株式、社債、公債等ヲ長期ニ互リテ所有スルトキハ投資有價證券ナル科目ヲ以テ之ヲ示ス

投資有價證券ハ決算時ニ於ケル市場價格ヲ以テ評價スルヲ原則トス。但シ市場價格ニ依ル評價額ガ帳簿價額ニ比シテ高キ場合ニハ評價差額ヲ別勘定ニ留保スルヲ要ス

三、特定資産

特定資産トハ營業上ノ資金ト區別シテ別途ニ存置シ、特定ノ目的ノノミ用フベク定メタル資産ヲ謂フ

特定資産ニ屬スル科目ハ其ノ目的ト資産ノ實體トヲ併セ示ス如ク記載スルモノトス

第三款 評價科目

三、建設利息及缺損

商法第九十六條ノ規定ニ依リ株主ニ配當シタル利息ハ資本ノ評價科目トシテ建設利息ナル科目ヲ以テ借方ニ記載ス

建設利息ハ年六分ヲ超ユル利益ヲ配當スル毎ニ其ノ超過額ト

同額以上ノ金額ヲ償却スルモノトス

當期損失金ハ特ニ之ヲ明示シ前期ヨリ繰越シタル利益金又ハ損失金ト合併セザルモノトス。損失金ハ資本ノ評價科目トシテ借方ニ記載ス

第三節 負債及資本

第一款 負債

三、負債ノ概念及分類

負債トハ事業ニ投下サレタル抽象的價值額ノ中事業所有者以外ノ者ニ歸屬スベキ部分ヲ謂フ

負債ハ之ヲ左ノ如ク大別ス

(イ)長期負債 (ロ)短期負債 (ハ)引當金

三、長期負債

長期負債トハ支拂期限一年以上ノ負債ヲ謂ヒ之ヲ社債、同系會社借入金、其ノ他ノ借入金ニ分ツ

1 社債

社債ハ額面發行ノ場合ハ其ノ額面ヲ以テ記載シ、割引發行又ハ打歩發行ノ場合ニハ額面ヨリ割引金又ハ打歩金ノ未償却殘高ヲ直接ニ控除又ハ加算スル形式ヲ以テ其ノ價額ヲ記載スルモノトス

社債發行ノ割引金又ハ打歩金ハ社債ノ期間ニ分割シ每期償却

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

スルヲ要ス

社債ヲ期限前ニ償還シタルトキハ償還社債ニ相當スル社債割引金又ハ打歩金ノ未償却殘高ヲ臨時償却スルモノトス

2 同系會社借入金

同系會社借入金トハ同系會社ヨリノ長期ノ借入金ヲ謂フ

3 借入金

借入金トハ同系會社以外ヨリノ長期借入金ヲ謂フ

三、短期負債

短期負債トハ支拂期日到来ノ豫測シ得ザル負債又ハ支拂期限一年以内ノ負債ヲ謂ヒ之ヲ左ノ如ク分ツ

(イ)同系會社勘定 (ロ)短期借入金 (ハ)銀行當座借越 (ニ)買掛金 (ホ)支拂手形 (ヘ)未拂金 (ト)未拂貸金 (チ)未拂利息 (リ)未拂配當金 (ス)未經過收益 (ル)前受金 (ヲ)代理店借 (ワ)預り金 (カ)從業員預り金 (ヨ)預り保證金 (タ)從業員身許保證金 (レ)假受金

1 同系會社勘定

同系會社勘定ハ同系會社ヨリノ短期借入金、買掛金、手形借務等ヲ謂フ

2 短期借入金、銀行當座借越

短期借入金ハ同系會社以外ヨリノ短期借入金ヲ示ス

銀行當座借越ハ借越契約ニ依リ借越トナレル金額ヲ示ス

3 買掛金、支拂手形

- 買掛金ハ同系会社以外ノ一般仕入先ニ對スル材料、部分品其ノ他物品ノ買入代金ノ未拂額ヲ示ス
- 支拂手形ハ商取引ノ結果トシテ生ジタル手形上ノ債務ヲ示ス。但シ借入金ノ性質ヲ有スル手形上ノ債務ハ之ヲ短期借入金ナル科目ニ計上スベキモノトス
- 4 未拂金
 - 未拂金ハ特ニ示サレタル科目ニ屬セザル各種ノ未拂金ヲ包括ス。未拂賃金、未拂利息、未拂配當金、未拂税金等特殊ノ未拂金ハ其ノ性質ヲ示ス爲之ヲ別科目ト爲スモノトス
- 5 未経過収益(又ハ前受収益)
 - 未経過収益(又ハ前受収益)トハ収益トシテ受入レラレタル額ノ中下期ノ収益ニ關シ當期ノ収益ニ算入スベカラザル部分ヲ謂ヒ前受利息、未経過割引料、前受地代、前受家賃、其ノ他ノ前受収益等ニ分ツ
- 6 前受金
 - 前受金ハ受注品又ハ工事ノ手附金トシテ受入レタル金額其ノ他之ニ類スル前受金ヲ示ス
- 7 代理店借
 - 代理店借ハ代理店ノ勘定尻ニシテ債務トナルモノヲ示ス
- 8 預り金、預り保證金
 - 預り金ハ營業上又ハ營業外ノ一時的預り金ヲ示シ預り保證金

- 9 從業員預り金、從業員身許保證金
 - ハ保證金トシテ受入レタル金額ヲ示ス
- 10 假受金
 - 假受金ハ歸屬スベキ科目又ハ金額ガ未定ナル受入金ヲ示ス、其ノ科目又ハ金額確定シタルトキハ直ニ之ヲ適當ナル科目ニ振替ヘ整理スルモノトス
 - 現金ヲ以テ返済スル義務アル假受金ハ之ヲ預り金ナル科目ニ計上シ假受金ト爲スコトヲ得ズ
- 引當金
 - 引當金トハ特定ノ損失ニ對スル準備金ニシテ損失ノ原因ハ當期ニ屬スルモ其ノ金額未確定ナルヲ以テ其ノ金額ヲ見積リテ之ヲ當期ノ損益ニ課スル爲ニ設クル準備金ヲ謂フ
 - 引當金ハ之ヲ負債ニ準ズ
 - 引當金ハ將來ノ損失填補其ノ他ノ目的ヲ以テ利益ヲ留保シタル積立金ト嚴密ニ區別スルコトヲ要ス
 - 引當金ハ準備トシテ引當ツル期間ノ長短ニ依リ納税引當金、修繕引當金ノ如キ短期ノ引當金ト退職給與引當金、自家保險引當金ノ如キ長期ノ引當金ニ區別スルコトヲ得
 - 固定資産及債權ハ其ノ減價償却額又ハ貸倒償却額ヲ當該資産ノ基礎價額ヨリ直接ニ控除スル形式ヲ以テ表示スルヲ可トシ

貸方ニ減價償却引當金、貸倒引當金ナル科目ヲ設ケテ評價スル方法ヲ採ラザルモノトス

第二款 資本

一、資本ノ概念及分類

- 資本(資本勘定)トハ事業ニ投下サレタル抽象的價値額ノ中事業所有者ニ歸屬スベキ部分ヲ謂フ
- 株式會社ニ於ケル資本ハ之ヲ左ノ如ク分ツ
 - (イ) 資本金(株式資本金、未拂込資本金、拂込資本金) (ロ) 各種積立金 (ハ) 前期繰越利益金 (ニ) 當期利益金
- 三、資本金
 - 資本金ハ拂込資本金ヲ記載シ株式資本金ヨリ未拂込資本金ヲ直接ニ控除スル形式ヲ以テ表示スルモノトス
 - 優先株ヲ發行シタル場合ニハ其ノ金額ヲ普通株ニ依ル資本金額ト區別シテ表示スルモノトス
- 三、積立金
 - 積立金ハ會社ガ將來ノ損失填補其ノ他ノ目的ヲ以テ利益ヲ留保シタル金額ヲ示シ其ノ目的ニ依リ之ヲ左ノ如ク分ツ
 - (イ) 法定積立金 (ロ) 別途積立金 (ハ) 配當準備積立金 (ニ) 偶發債務積立金 (ホ) 自家保險積立金 (ヘ) 減價積立金 (ト) 事業擴張積立金
 - 固定資産ノ減價償却、債權ノ貸倒償却ノ如キ特定資産ノ償却

陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

四、利益金

額ヲ原價償却積立金、減價償却積立金、改築積立金、貸倒積立金等ノ名稱ヲ以テ積立金ノ科目中ニ記載セザルモノトス

第四節 特殊科目

- 一、事業(又ハ工場)勘定、本社勘定
 - 會社ガ數箇ノ事業又ハ數箇ノ獨立ノ工場ヲ有スル場合ニハ各事業(又ハ工場)別又ハ本社貸借對照表ニ於テ本社勘定又ハ事業(又ハ工場)勘定ナル科目ヲ設ケ本社ト各事業(又ハ工場)間ノ關係ヲ表示スルモノトス
 - 各事業(又ハ工場)ノ貸借對照表ニ於テハ其ノ資産ニ相當スル金額ヨリ各事業(又ハ工場)固有ノ負債ヲ差引キタル金額ヲ本社ヨリ借入レタルモノトシテ其ノ貸方ニ本社勘定ナル科目ヲ設ケテ記載ス
 - 本社ノ貸借對照表ニ於テハ其ノ借方ニ各事業(又ハ工場)勘定ヲ設ケ各事業(又ハ工場)ノ本社勘定ニ相當スル金額ヲ記載ス
 - 會社全體ノ綜合貸借對照表ニ於テハ事業(又ハ工場)勘定及本社勘定ハ相殺消滅セシムルモノトス
- 三、偶發債務及偶發債務見返

保證債務又ハ手形裏書義務ノ如キ偶發債務ヲ有スルトキハ之ヲ計上スルヲ原則トシ保證債務、偶發債務等ノ綜合科目ヲ設ケ貸借對照表貸方ノ欄外ニ記載スルモノトス
偶發債務ニ對應スル求償權ハ保償債務見返、裏書義務見返ナル科目ヲ設ケ貸借對照表借方ノ欄外ニ記載スルモノトス

第二章 損益計算書準則

第一節 總 說

三、損益計算書準則ノ目的

損益計算書準則ハ軍需品工場事業場検査令第五條ニ依リ軍需品工場事業場ノ事業主ノ提出スベキ損益計算書ニ付キテ定ム
本準則ニ定ムル損益計算書ハ商法第九十條ノ規定ニ依リ決算ニ際シ作成スベキ損益計算書ト同一タルヲ要セズ

四、損益計算書雛形

附屬様式第二號ハ軍需品會社ニ一般ニ適用サルベキ損益計算書ノ雛形ヲ示ス
附屬様式ハ各種ノ軍需品會社ニ適用スルノ便宜ヲ考慮シテ原理的ニ定メタル損益計算書雛形ナルヲ以テ各業種ニ具體的ニ適用スルニ當リテハ業種ノ特性ヲ考慮シテ關係官衙ノ長ノ認可ヲ受ケ適當ニ變更ヲ加フルコトヲ得

本準則ニ定ムル損益計算書ハ原則トシテ各營業年度毎ニ作成スルモノトス

四、損益計算書ノ區分

損益計算書ハ損益發生ノ原因ニ依リ之ヲ左ノ如ク數箇ノ區分ニ分割シテ示スモノトス

第一區分 賣上損益計算

第二區分 金融損益計算

第三區分 投資損益計算

第四區分 純損益計算

純損益處分計算ハ損益計算書ノ外ナリト雖モ便宜上附屬雛形ニ於テ其ノ様式ヲ示ス

第二節 賣上損益計算

四、賣上損益計算ノ概念

賣上損益計算ハ事業本來ノ目的タル製品、半製品、材料等ノ當該期間ニ於ケル賣上ニ因ル損益ヲ計算表示スル區分ニシテ損益計算書ノ第一區分ヲ爲スモノトス

四七、事業(又ハ工場)別賣上損益計算

會社ガ數箇ノ事業又ハ數箇ノ獨立ノ工場ヲ有スル場合ニハ賣上損益計算ハ會社全體ノ賣上ニ因ル損益ヲ綜合シテ計算表示スル外、之ヲ各事業(又ハ工場)別ニ計算表示スルモノトス
附屬様式第二號ハ其ノ雛形ヲ示ス

四八、賣上損益計算ノ區分

賣上損益計算ハ之ヲ左ノ如ク區分ス

1 製品賣上損益計算 2 半製品賣上損益計算 3 材料賣上損益計算 4 副産物作業層賣上損益計算
製品及半製品賣上損益ハ陸軍、海軍、其ノ他ニ區分シテ計算表示スルモノトス

四九、製品賣上損益計算及半製品賣上損益計算

製品賣上損益計算ニアリテハ製品ノ賣上高ヨリ賣上製品ノ總原價ヲ差引キテ其ノ賣上利益ヲ算出ス
製品賣上高ハ總賣上高ヨリ戻り高、値引、割引、割戻等ヲ差引キタルモノトス

賣上製品ノ總原價ノ計算ハ原價計算要綱ニ依ルモノトス
半製品賣上損益計算ハ製品賣上損益計算ニ準ズ

五〇、材料賣上損益計算、副産物作業層賣上損益計算

材料賣上損益計算ニアリテハ材料賣上高ヨリ材料ノ原價及販賣直接費ヲ控除シテ其ノ賣上損益ヲ算出ス。副産物作業層賣上損益計算ハ材料賣上損益計算ニ準ズ

五一、諸賣上損益

諸賣上損益ハ製品、半製品、材料、副産物、作業層等ノ賣上損益ヲ合計シタルモノトス

第三節 金融損益計算

三、金融損益計算ノ概念

金融損益計算ハ借入資本ニ對スル支拂利子(割引料ヲ含ム) 陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則

三、金融損益計算ノ科目

金融損益計算ニ屬スル收支ノ科目ハ概ネ左ノ如シ

收入科目

(イ) 短期貸付金利息 (ロ) 預金利息 (ハ) 振替貯金利息 (ニ) 社債打歩償却金 (ホ) 受取保證料

支出科目

(イ) 社債利子 (ロ) 社債割引金償却金 (ハ) 社債發行費償却金 (ニ) 長期借入金利息 (ホ) 短期借入金利息 (ヘ) 受取手形割引料 (ト) 諸預り金利息 (チ) 支拂保證料

四、保證料

保證料トハ債務ノ保證ニ對スル手數料ニシテ支拂保證料ハ金融上ノ支出トシ受取保證料ハ金融上ノ收支トス

五、現金割引

製品賣上ニ於ケル賣上現金割引ハ製品賣上代價ヨリ直接ニ控除シ金融上ノ支出ト爲サザルモノトス
材料仕入ニ於ケル仕入現金割引ハ材料仕入代價ヨリ直接ニ控除シ金融上ノ收入ト爲サザルモノトス

第四節 投資損益計算

一、投資損益計算ノ概念

投資損益計算トハ事業本來ノ目的ニ非ズシテ利殖、事業統制其ノ他ノ目的ヲ以テ所有スル資産ニ關シテ生ズル損益ヲ計算表示スル區分ニシテ損益計算書ノ第三區分ヲ爲スモノトス

二、投資損益計算ノ科目

投資損益計算ニ屬スル損益ノ科目ハ概ネ左ノ如シ

收益科目

- (イ) 株式配當金 (ロ) 事業出資金配當 (ハ) 公債利子 (ニ) 社債利子
- (ホ) 長期貸付金利子 (ヘ) 金錢信託利益 (ト) 投資不動産賃貸料
- (チ) 投資不動産賃貸料 (リ) 特許權賃貸料 (ス) 有價證券賣却益

損失科目

- (イ) 投資不動産賣却損 (ロ) 有價證券賣却損 (ハ) 投資資産維持費
- (ニ) 投資資産諸税

三、株式配當金及受取社債利子

投資ノ目的ヲ以テ所有スル株式其ノ他ノ有價證券ノ配當金又ハ利子ハ之ヲ投資收益トス

一時の投資ノ目的ヲ以テ所有スル株式其ノ他ノ有價證券ノ配當又ハ利子モ亦同ジ

四、投資資産賣却損益

投資ノ目的ヲ以テ所有スル不動産、有價證券其ノ他投資資産

ノ賣却ニ因ル損益ハ之ヲ投資損益トス

五、投資資産維持費及諸税

投資資産維持費トハ投資資産ノ維持及運用ノ爲ニ發生スル諸費用ヲ謂ヒ諸税トハ投資不動産ニ對スル地租、家屋税、長期貸付金ニ對スル資本利子税等ヲ謂フ

投資資産維持費及諸税ハ投資上ノ損失トス

第五節 純損益計算

一、純損益計算ノ概念

純損益計算ハ賣上損益計算、金融損益計算、投資損益計算ノ結果ヲ承ケ、事業本來ノ目的タル製品等ノ製造及販賣上ニ直接關聯セザル損益ノ中金融損益、投資損益ニ屬セザルモノ其ノ他營業外ノ損益ヲ計上シ以テ會社ノ當該年度ニ於ケル純損益ヲ計算表示スル區分ニシテ損益計算書ニ於ケル第四區分ヲ爲スモノトス

二、純損益計算ノ科目

純損益計算ニ屬スル損益ノ科目ハ概ネ左ノ如シ

收益科目

- (イ) 諸賣上利益 (ロ) 金融利益 (ハ) 投資利益 (ニ) 財産評價益 (ホ) 材料費、賃金、間接費配賦差益 (ヘ) 償却債權取立益 (ト) 廢殘設備賣却益 (チ) 雜收益

損失科目

- (イ) 諸賣上損失 (ロ) 金融損失 (ハ) 投資損失 (ニ) 財産評價損失
- (ホ) 仕損損失 (ヘ) 材料費、賃金、間接費配賦差損 (ト) 貸倒損失
- (チ) 固定資産特別償却金 (リ) 創業費償却金 (ス) 暖簾 (又ハ) 營業權) 償却金 (ル) 建設利息償却金 (ヲ) 廢殘設備賣却損 (ワ) 延滞償金 (カ) 保證債務損失 (ヨ) 偶發事故損失 (ク) 寄附金、贈與
- (レ) 營業收益稅所得稅 (ソ) 雜損失

第六節 純損益處分計算

六三、當期利益金

當期利益金ハ純損益處分計算ニ於テ前期繰越利益金ニ合算シ之ヲ法定積立金、別途積立金、配當準備積立金、偶發事故積立金、減債積立金、事業擴張積立金、株主配當金、役員賞與金、後期繰越利益金等ニ處分ス。當期利益金ガ前期繰越損失金ヨリ少ナルトキハ其ノ差額ヲ後期繰越損失金トシテ示スモノトス

六四、當期損失金

當期損失金ハ純損益處分計算ニ於テ前期繰越利益金又ハ積立金戻入ヲ以テ之ヲ補填スルモノトス。前期繰越損失金ガ存スルトキハ當期損失金ヲ之ニ合算シ後期繰越損失金トシテ示スモノトス

陸軍「適正利潤率算定要領」

第一 本要領ハ主要軍需品ニ付其ノ調辦價格ヲ決定スル場合ニ於テ陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱ニ基キ算定シタル原價ニ附加スヘキ適正ナル販賣利益率ノ算定ニ關シ其ノ要領ヲ示ス
 調辦價格ノ決定ニ當リテハ本要領ニ依リ算定セル販賣利益率ニ對シ調辦上必要ナル考慮ヲ加フルモノトス

第二 販賣利益率ハ左ノ方式ニ依リテ算定ス
諸事業ノ平均率(及)標準率(及)調整率) 陸軍軍需品工場事業場(及)陸軍軍需品工場事業場(及)陸軍軍需品工場事業場)

一、資本利益率ノ算定

販賣利益率算定ノ基礎タル資本利益率ハ經營資本利益率又ハ總資本利益率トス

- 1 經營資本利益率ノ算定
 經營資本利益率トハ事業ノ目的タル商品ノ製造及販賣ニ因リテ生スル經營固有ノ利益ト其ノ目的ノ爲ニ現實ニ運用セラル、資本即チ經營資本トノ比率ヲ謂フ
 適正ナル經營固有ノ利益ハ
 (一)株主ニ對スル適正ナル配當

入金利率ニ統營資本ニ於ケル借入金ノ構成比率ヲ乘シテ之ヲ算定ス

- (三)事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノ社内留保ノ經營資本ニ對スル率ハ當該業種ノ多數ノ事業ニ付過去五箇年ニ互リ平均シタル積立金繰入金ト同期間ニ於ケル總資本平均在高トノ比率ヲ基準トシテ算定ス但シ積立金ハ事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノモノニ限り配當準備積立金、事業擴張積立金ヲ含マズ
- (四)利益率中ニ算入スヘキ税金ノ經營資本ニ對スル率ハ左ニ依リテ算定ス

- (イ)法人税ノ中所得ニ對スル課税ハ税法上所得ノ計算ニ於テ之ヲ損金ニ算入セサルヲ以テ所定ノ税率ヲ税金ヲ合マサル純益ニ對スル率ニ換算シ之ヲ前項配當、借入金利子、社内留保ノ經營資本ニ對スル率ノ合計ニ乘シテ算定ス
 - (ロ)法人税ノ中株主資本ニ對スル課税ハ其ノ所定ノ税率ニ經營資本ニ於ケル株主資本ノ構成比率ヲ乘シテ算定ス
 - (ハ)營業税及同附加税ハ税法上純益ノ計算ニ於テ之ヲ損金ニ算入スルヲ以テ所定ノ税率ヲ前項配當、借入金利子、社内留保ノ經營資本ニ對スル率ノ合計ニ乘シテ算定ス
 - (ニ)前記法人税、營業税及同附加税ノ經營資本ニ對スル率ヲ合計シタルモノヲ以テ税金ノ經營資本ニ對スル率トス
- 利益率中ニ算入スベキ税金ニハ臨時利得税及同族會社税ヲ含まズ

(二)借入金ニ對スル通常ノ利子

(三)事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノ社内留保

(四)法人税及營業税同附加税

ヨリ成リ經營資本利益率ハ前記各要素ノ經營資本ニ對スル率ノ合計トス但シ法人税法施行規則第六條及營業税法施行規則第九條ニ依リ法人税及營業税ヲ免除セラル、事業ニ在リテハ經營資本利益率中ニ前記(四)ノ税額ノ率ヲ算入セス

各要素ノ經營資本ニ對スル率ハ左ニ依リテ之ヲ算定ス

- (一)株主ニ對スル適正ナル配當ノ經營資本ニ對スル率ハ經營資本ニ於ケル株主資本ト借入金トノ構成比率ヲ推算シ平均株式利廻ニ株主資本ノ構成比率ヲ乘シテ之ヲ算定ス
- (二)借入金ニ對スル通常ノ利子ノ經營資本ニ對スル率ハ通常ノ借

2 總資本利益率ノ算定

適正ナル總資本利益率ハ計算上右ノ方法ニ依リテ算定シタル經營資本利益率ニ等シキモノトス

二、資本回轉率ノ算定

販賣利益率算定ノ基礎タル資本回轉率ハ各會社別又ハ事業別(工場別)ニ算定シタル經營資本回轉率タルヲ原則トスルモ經營資本回轉率ノ算定困難ナル場合ニハ當該會社ノ總資本回轉率ヲ以テ之ニ代ヘ資本回轉率ヲ會社別ニ計算スルコト困難ナル場合ニハ當該業種ノ標準的總資本回轉率ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

1 經營資本回轉率ノ算定

經營資本回轉率ハ各會社別ニ其ノ販賣高ト經營資本平均在高トノ比率ヲ以テ之ヲ算定ス、但シ會社力數箇ノ事業又ハ數箇ノ獨立セル工場ヲ有スル場合ニ在リテハ經營資本回轉率ハ之ヲ各事業又ハ各工場別ニ算定ス

(一)經營資本平均在高ノ算定

經營資本ニハ事業本來ノ目的ノ爲ニ現實ニ運用セラル、資本ノミヲ計上シ經營擴張ノ爲ニ豫備的ニ保有サル、擴張資産及投資ノ目的ヲ以テ保有サルル投資資産等ノ價值額ヲ含マズ
 (陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則第一章貸借對照表準則五、經營資産ノ條參照)
 經營資本ノ平均在高ハ最近一箇年ニ於ケル各三箇月末ノ經營

資本在高平均シタルモノヲ基準トシ之ニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス

經營資本回轉率ヲ各事業又ハ各工場別ニ算定スル場合ニハ各事業又ハ各工場別ニ經營資本ノ平均在高ヲ算定ス

此ノ場合一般管理及販賣部(即チ本社)ノ資本ハ之ヲ適當ナル基準ニ依リテ各事業又ハ各工場ノ經營資本ニ按分ス

(二)販賣高ノ算定
販賣高ハ最近一箇年ニ於ケル商品販賣高ヲ基準トシ之ニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス

經營資本回轉率ヲ各事業又ハ各工場別ニ算定スル場合ニハ各事業又ハ各工場別ニ販賣高ヲ算定ス

2 會社別總資本回轉率ノ算定
會社別總資本回轉率ハ當該會社ノ最近一箇年間ノ總收入ト總資本(前受金ヲ除ク)ノ平均在高トノ比率ヲ基礎トシ之ニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス

3 業種別標準總資本回轉率ノ算定
業種別標準總資本回轉率ハ當該業種ノ多數ノ會社ニ付算定シタル最近一箇年間ノ總收入ノ總額ト總資本(前受金ヲ除ク)ノ平均在高ノ總額トノ比率ヲ基礎トシ之ニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス

(三)販賣利益率ノ算定
一、ニ依リテ算定シタル經營資本利益率(又ハ總資本利益率)ヲ

益率)ヲ

二、ニ依リテ算定シタル當該會社又ハ事業(工場)ノ經營資本回轉率、又ハ當該會社ノ總資本回轉率若ハ當該業種ノ總資本回轉率ニテ除シテ得ラル、百分率ヲ以テ調辦價格決定ニ當リ基準トスベキ販賣利益率トス

第三 販賣利益率ノ具體的適用
調辦價格決定ニ當リ原價ニ附加スベキ實際ノ販賣利益率ヲ決定スル場合ニハ第一及第二ニ依リテ算定シタル販賣利益率ヲ基準トシ之力適用上特ニ左ノ諸點ニ留意シ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス

一、事業ノ經營能率ノ優劣
當該事業ノ製品原價ガ經營能率ノ優秀ニ因リテ通常以下ニ低キ場合又ハ經營能率ノ不良ニ因リテ通常以上ニ高キ場合ニハ其ノ程度ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加ヘ以テ經營能率増進ノ刺戟ヲ失ハサシムルモノトス

二、事業ノ財産評價上ノ差異
當該事業ガ財政ノ健全化ノ見地ニ基キ通常以下ニ低ク評價シ從テ資本回轉率カ通常以上ニ大ナル場合又ハ反對ニ健全ナル財政政策ノ結果資産ヲ過大ニ評價シ從テ資本回轉率カ通常以下ニ小ナル場合ニハ其ノ程度ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス

三、事業ノ特殊性

當該事業ノ製品カ市場性ヲ有セサル兵器其他特殊軍需品ニシテ當該製品ノ生産ヲ停止シタル場合ニ於テ其ノ設備ヲ他ニ轉用困難ナル等ノ事業ニ對シテハ其ノ事情ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス

四、其他調辦上必要ナル考慮

第四 販賣利益率算定上必要ナル基準並ニ中小經營及調辦金額ノ小ナル會社ニ適用スヘキ業種別標準販賣利益率ハ毎年度頭初經理局長ヨリ指示ス

著者略歴

明治二十九年七月埼玉縣羽生町に生れ、不動岡中學を経て大正八年早稻田大學商學部卒業。直ちに横濱増田貿易株式會社に入社。大正十年四月母校早稻田大學海外留學生に選ばれ、ために同社を辭職す。英米に留學。主としてペンシルヴァニア大學及びロンドン大學にて會計學を研鑽す。大正十二年八月歸朝、早稻田大學商學部講師に任せられ助教授を経て教授となる。昭和十年三月商學博士の學位を受く。

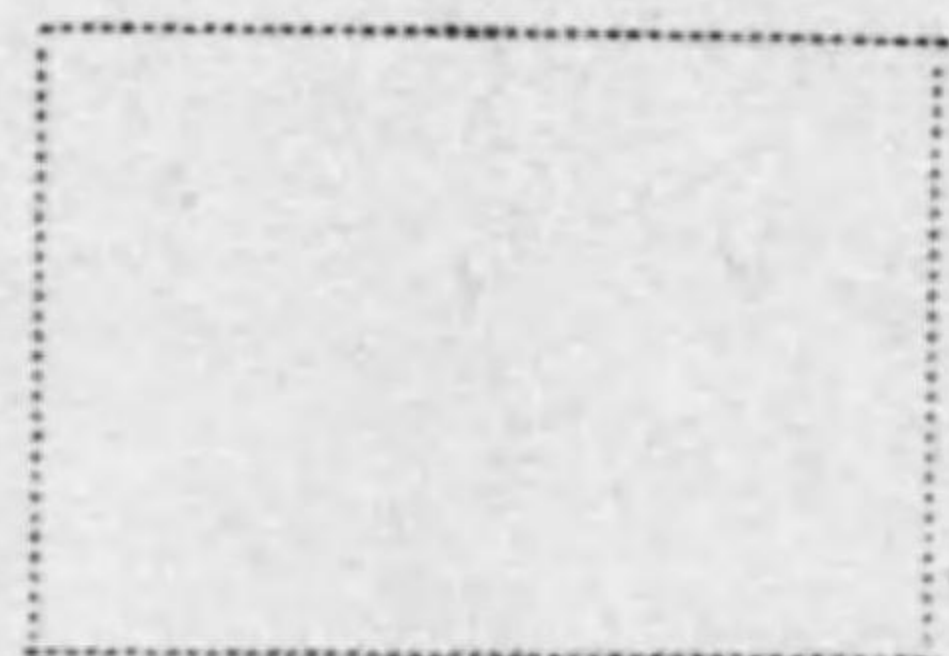
昭和十二年三月商工省財務管理委員、同十四年四月日本學術振興會物價委員、同年十月中央物價委員會原價計算專門委員、同十五年三月商工省價格形成中央委員會利潤率專門委員にそれぞれ任命さる

昭和十五年十月三十日印刷
昭和十五年十一月五日初版發行

會計學
定價二圓二十錢

(大島製本所納)

入門經濟學
16



著者

長谷川 安兵衛

發行者

東京市麹町區龜ヶ關三ノ三
石山 皆男

印刷者

東京市下谷區二長町一
山田 三郎 太

發行所

東京市麴町區霞ヶ關三ノ三
ダイヤモンド社

大阪支局
電話銀座四一五五・振替東京二五九七六
大阪市北區中之島(朝日ビル)
電話北濱五七八八・振替大阪五九八〇

(凸版印刷株式會社印刷)

長谷川安兵衛著作目録

會計學	文泉堂書店
原價會計概論	東京泰文社
最新銀行會計概論	同上
銀行經營と會計	同上
株式會社會計	東洋出版社
統制的會計	同上
豫算統制の研究	森山書店
豫算統制の實證的研究	同上
我企業豫算制度の實證的研究	同文館
販賣割當制度	森山書店
標準原價の研究	同上
配當統制の研究	千倉書房
企業評價の研究	森山書店
增補株式會社の實際	東京泰文社
株式會社の常識	千倉書房
株式會社の諸問題	東京泰文社
會社分析の基礎知識	同上

1791
27

